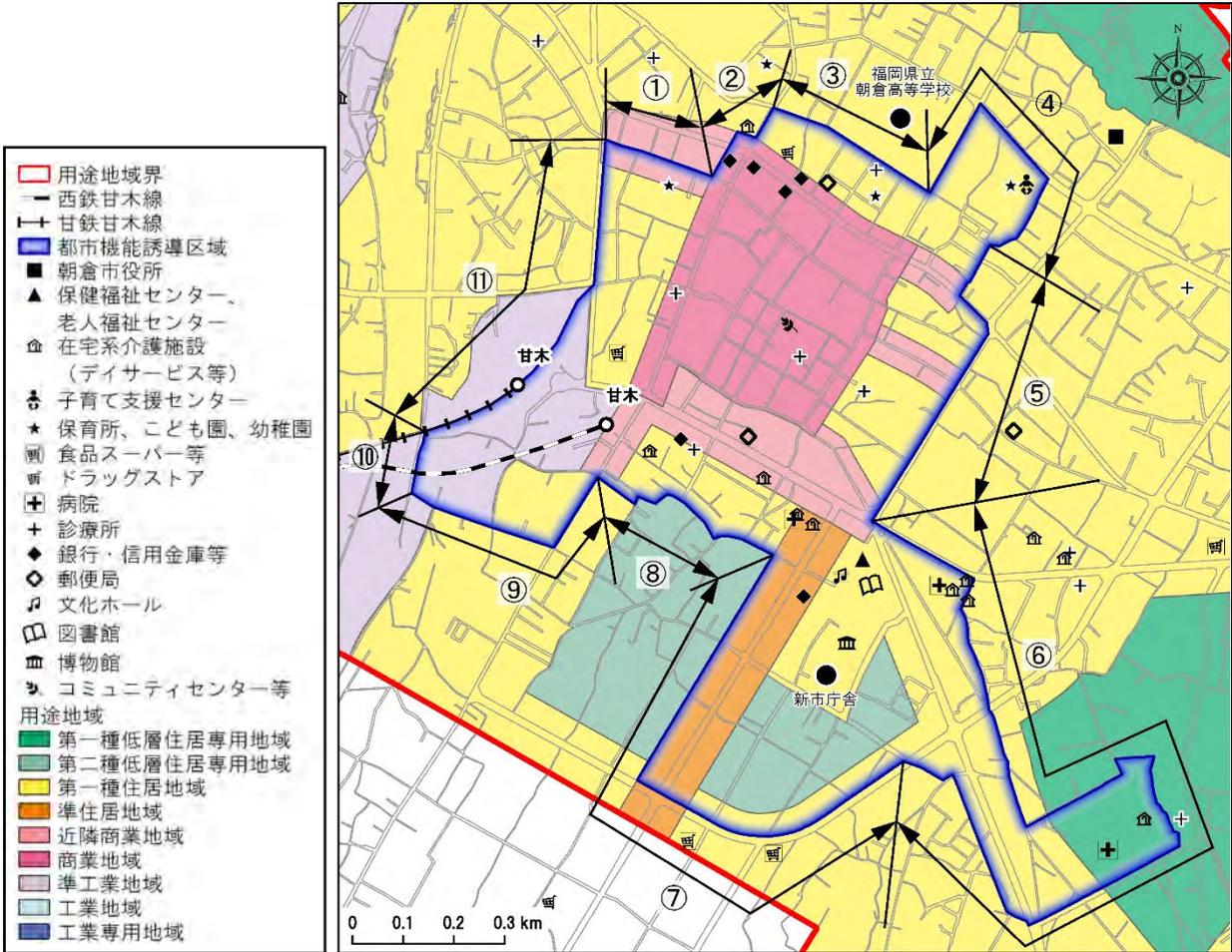


〈区域設定の考え方〉	
①	住民の生活利便性に寄与する都市機能の立地状況をふまえ、道路状況をもとに区域を設定します
②	福岡県都市計画区域マスタープランの広域拠点の区域をふまえ、区域を設定します
③	福岡県立朝倉高等学校の立地状況をふまえ、区域を設定します
④	子育て関連施設の立地状況をふまえ、区域を設定します
⑤	道路状況をもとに区域を設定します
⑥	新市庁舎の徒歩圏域と土地利用状況から区域を設定します
⑦	新市庁舎周辺の一体的な土地利用を目指す視点から区域を設定します
⑧	第二種低層住居専用地域は中心市街地に立地するような都市機能を立地させるべきではないため、用途地域界をもとに区域を設定します
⑨	甘木駅周辺整備の対象区域をもとに区域を設定します
⑩	河川の状態をもとに区域を設定します
⑪	土地利用状況をふまえ、区域を設定します

用途地域に占める割合: **12.7%** (92.7ha)



### 4-3. 誘導施設の設定

#### ◀誘導施設▶

都市機能誘導区域での目指すべき方向性をふまえ、誘導施設を以下のとおり設定します。

区分	都市機能の内容	誘導施設の方向性
行政機能	市庁舎	◎
介護福祉機能	保健福祉センター	○
	在宅系介護施設（デイサービス等）	○
子育て機能	子育て支援センター	○
	保育所、認定こども園、幼稚園	○
商業機能	食品スーパー等（地域型商業施設）	○
	ドラッグストア	○
医療機能	病院（総合的な医療サービス）	○
	診療所（日常的な診療）	○
金融機能	銀行・農協・信用金庫 （決済や融資等の窓口）	○
	郵便局（日々の引き出し、預入）	○
教育・文化機能	文化ホール	○
	図書館	○
	博物館	○
交流機能	コミュニティセンター等	○

◎：誘導施設 ○：既存施設の維持

※市庁舎は、ピーポート甘木周辺に移転予定

≪誘導施設の定義≫

設定した誘導施設の定義は以下のとおりとします。

区分	都市機能の内容	定義
行政機能	市庁舎	地方自治法第 4 条第 1 項に規定する市役所
介護 福祉機能	保健福祉センター	地域保健法第 18 条に規定する施設
	在宅系介護施設 (デイサービス等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法第 8 条第 1 項の居宅サービスに規定する施設</li> <li>・介護保険法第 8 条第 14 項の地域密着型サービスに規定する施設</li> <li>・介護保険法第 115 条の 46 に規定する施設</li> </ul>
子育て機能	子育て支援センター	児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に規定する施設
	保育所、認定こども園、幼稚園	保育所：児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する施設 認定こども園：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定する施設 幼稚園：学校教育法第 22 条に規定する施設
商業機能	食品スーパー等 (地域型商業施設)	店舗面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上の商業施設（生鮮品、日用品を取り扱う施設及び飲食業、その他サービス業を営む施設）
	ドラッグストア	ドラッグストア：化粧品・洗剤・雑誌などの販売店を兼ねた薬屋
医療機能	病院 (総合的な医療サービス)	医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院
	診療所 (日常的な診療)	医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所

区分	都市機能の内容	定義
金融機能	銀行・農協・信用金庫 (決済や融資等の窓口)	銀行：銀行法第 4 条に規定する免許を受けて銀行業を営む銀行（政策投資銀行を除く） 農協：農林中央金庫法に基づく農林中央金庫（民間金融機関） 信用金庫：信用金庫法第 4 条に規定する免許を受けて金庫事業を行う信用金庫及び信用金庫連合会
	郵便局 (日々の引き出し、預入)	日本郵便株式会社法第 2 条第 4 項に規定する郵便局
教育・文化機能	文化ホール	演劇・音楽会などの催しや集会などを行う施設
	図書館	図書館法第 2 条に規定する地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置する図書館
	博物館	博物館法第 2 条に規定する施設
交流機能	コミュニティセンター等	市民などが地域活動や社会貢献活動を行うための機能を有する施設で、市が設置するもの

《誘導施設設定の考え方》

第3章で整理した中心市街地周辺での「都市構造の方向性」をふまえ、誘導施設の設定理由は以下のとおりとします。

区分	都市機能の内容	誘導施設設定の考え方
行政機能	市庁舎	ピーポート甘木周辺に移転予定
介護 福祉機能	保健福祉センター	現行機能を維持
	在宅系介護施設 (デイサービス等)	現行機能を維持
子育て機能	子育て支援センター	現行機能を維持
	保育所、認定こども園、 幼稚園	現行機能を維持
商業機能	食品スーパー等 (地域型商業施設)	現行機能を維持
	ドラッグストア	現行機能を維持
医療機能	病院 (総合的な医療サービス)	現行機能を維持
	診療所 (日常的な診療)	現行機能を維持
金融機能	銀行・農協・信用金庫 (決済や融資等の窓口)	現行機能を維持
	郵便局 (日々の引き出し、預入)	現行機能を維持
教育・ 文化機能	文化ホール	現行機能を維持
	図書館	現行機能を維持
	博物館	現行機能を維持
交流機能	コミュニティセンター等	現行機能を維持

#### 4-4. その他拠点となる区域において維持・誘導を目指す施設の設定

都市機能誘導区域には位置づけられないものの、朝倉市第1次都市計画マスタープランにおいて地域拠点として位置づけられている以下の拠点となる区域についても、維持・誘導を目指す施設を設定し、地域コミュニティの維持を目指します。

- 朝倉支所周辺
- 杷木支所周辺

なお、これらの拠点に維持・誘導すべき施設は立地適正化計画における誘導施設には該当しませんが、機能維持・誘導に向けた取り組みを行うことで持続可能なまちづくりを目指します。

##### (1) その他拠点となる区域において維持・誘導を目指す機能

朝倉支所・杷木支所周辺については多数の都市機能が集積している一方で都市計画区域外であるため、立地適正化計画の区域外となります。

しかし、これらのエリアにおける都市機能の維持は周辺エリアの拠点性維持には必要不可欠となる事から、既存機能の維持を目指すほか、別施策によるコミュニティ維持の方向性を検討します。

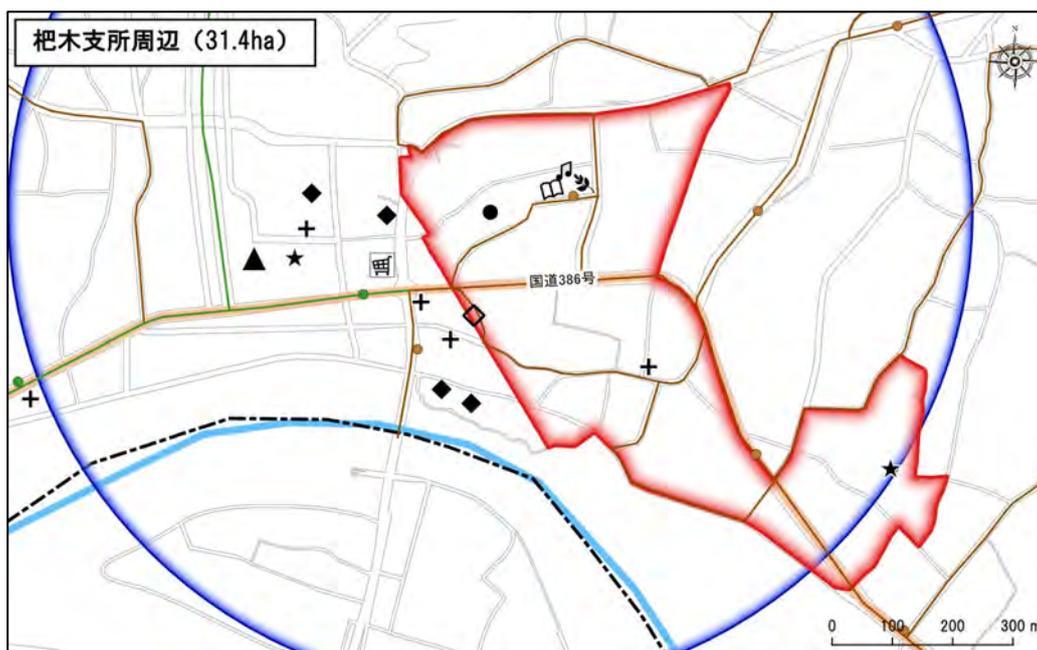
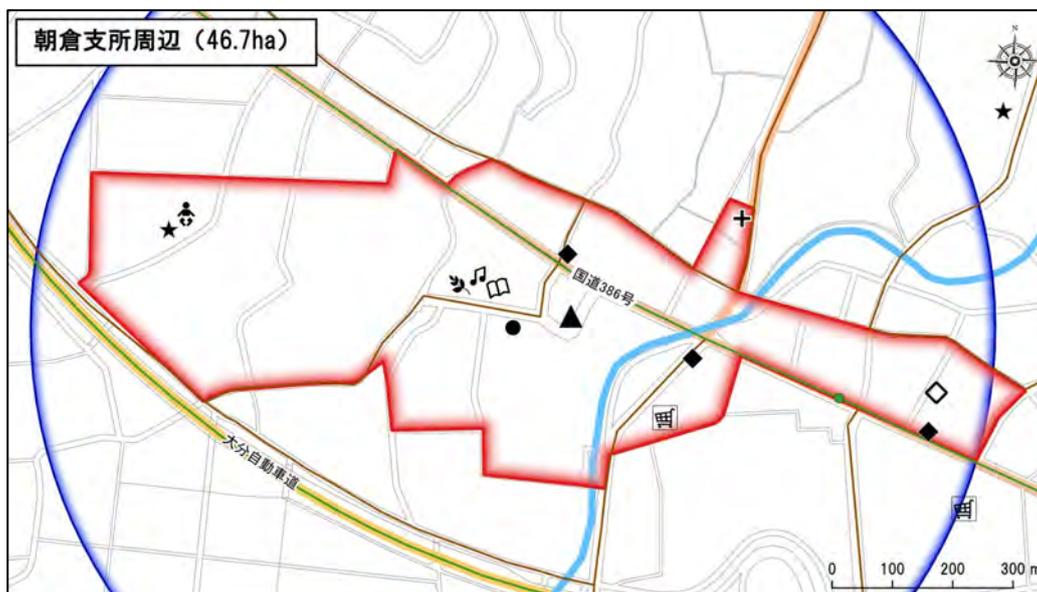
区分	都市機能の内容	朝倉支所周辺	杷木支所周辺
行政機能	支所	○	○
福祉機能	老人福祉センター	○	○
子育て機能	子育て支援センター	○	—
	保育所、認定こども園、幼稚園	○	○
商業機能	食品スーパー等（地域型商業施設）	○	○
医療機能	診療所（日常的な診療）	○	○
金融機能	銀行・信用金庫等 （決済や融資等の窓口）	○	○
	郵便局（日々の引き出し、預入）	○	○
教育・文化機能	文化ホール	○	○
	図書館	○	○
交流機能	コミュニティセンター等	○	○

## (2) 施設設定の考え方

その他拠点となる区域において維持を目指す機能の考え方は以下のとおりとします。

区分	都市機能の内容	考え方
行政機能	支所	各支所機能を維持
福祉機能	老人福祉センター	各支所周辺に立地している現行機能を維持
子育て機能	子育て支援センター	朝倉支所周辺は現行機能を維持
	保育所、認定こども園、幼稚園	各支所周辺に立地している現行機能を維持
商業機能	食品スーパー等 (地域型商業施設)	各支所周辺に立地している現行機能を維持
医療機能	診療所 (日常的な診療)	各支所周辺に立地している現行機能を維持
金融機能	銀行・信用金庫等 (決済や融資等の窓口)	各支所周辺に立地している現行機能を維持
	郵便局 (日々の引き出し、預入)	各支所周辺に立地している現行機能を維持
教育・文化機能	文化ホール	各支所周辺に立地している現行機能を維持
	図書館	各支所周辺に立地している現行機能を維持
交流機能	コミュニティセンター等	各支所周辺に立地している現行機能を維持

【その他拠点となる区域(朝倉支所周辺・杷木支所周辺)】



<ul style="list-style-type: none"> <li> 行政区域</li> <li> 河川</li> <li> 地域生活拠点</li> <li> 支所の800m圏域</li> <li>&lt;路線バス運行状況&gt;</li> <li> バス停 (30本/日以上)</li> <li> バス路線 (30本/日以上)</li> <li> バス停 (30本/日未満)</li> <li> バス路線 (30本/日未満)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;都市機能&gt;</li> <li> 支所</li> <li> 老人福祉センター</li> <li> 子育て支援センター</li> <li> 保育園、認定こども園、幼稚園</li> <li> 食品スーパー等 (地域型商業施設)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li> 診療所 (日常的な診療)</li> <li> 銀行・信用金庫等</li> <li> 郵便局</li> <li> 文化ホール</li> <li> 図書館</li> <li> コミュニティセンター等</li> </ul>
---	---	--

## 第5章

# 居住誘導区域の設定



## 5-1. 居住誘導区域の設定方針

### (1) 居住誘導区域設定の基本的な考え方

「計画作成の手引き」において、居住誘導区域設定の基本的な考え方・望ましい区域像として、以下のとおり記載されています。

<b>■ 居住誘導区域設定の基本的な考え方</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口をもとに、長期的な地区別人口見通しを見据えつつ、以下の観点等から具体の区域を検討<ul style="list-style-type: none"><li>☞ 徒歩や主要な公共交通路線等を介した拠点地区へのアクセス性</li><li>☞ 区域内の人口密度水準を確保することによる生活サービス施設の持続性</li><li>☞ 対象区域における災害等に対する安全性</li></ul></li></ul>
<b>■ 居住誘導区域の望ましい区域像（立地適正化計画作成の手引きより引用）</b>
<p>i) 生活利便性が確保される区域</p> <p>都市機能誘導区域となるべき中心拠点、地域/生活拠点の中心部に徒歩、自転車、端末交通等を介して容易にアクセスすることのできる区域、及び公共交通軸に存する駅、バス停の徒歩、自転車利用圏に存する区域から構成される区域</p> <p>ii) 生活サービス機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域</p> <p>国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口等をベースに、区域外から区域内に現実的に誘導可能な人口を勘案しつつ、区域内において、少なくとも現状における人口密度を維持することを基本に、医療、福祉、商業等の日常生活サービス機能の持続的な確保が可能な人口密度水準が確保される面積範囲内の区域</p> <p>iii) 災害に対する安全性等が確保される区域</p> <p>土砂災害、津波災害、浸水被害等により甚大な被害を受ける危険性が少ない区域であって、土地利用の実態等に照らし、工業系用途、都市農地、深刻な空き家・空き地化が進行している郊外地域などには該当しない区域</p>

※端末交通：出発地から鉄道駅、または鉄道駅から目的地までのトリップ

出典元：国土交通省公表資料「立地適正化計画策定の手引き」より一部抜粋

## (2) 居住誘導区域の設定方針

居住誘導区域設定の基本的な考え方・望ましい区域像をもとに、「居住誘導区域に含めるべき視点」、「居住誘導区域から除外すべき視点」に該当する項目を整理した場合、以下のとおりとなります。

### ■ 居住誘導区域に含めるべき視点

- 1 生活利便性が確保される区域
  - ・「甘木駅（西日本鉄道）」、「甘木駅（甘木鉄道）」からの徒歩圏域（半径 800m 圏域内）
  - ・都市機能誘導区域
- 2 交通利便性の高い区域
  - ・基幹的公共交通圏域（片道 30 本/日以上のある運行があるバス路線のバス停の半径 300m 圏域）
- 3 将来的に人口集積が見込まれる箇所
  - ・令和 22 年時点で人口密度が 40 人/ha 以上の箇所
- 4 一体的な土地利用を図るべき箇所
  - ・同じ街区等

### ■ 居住誘導区域から除外すべき視点

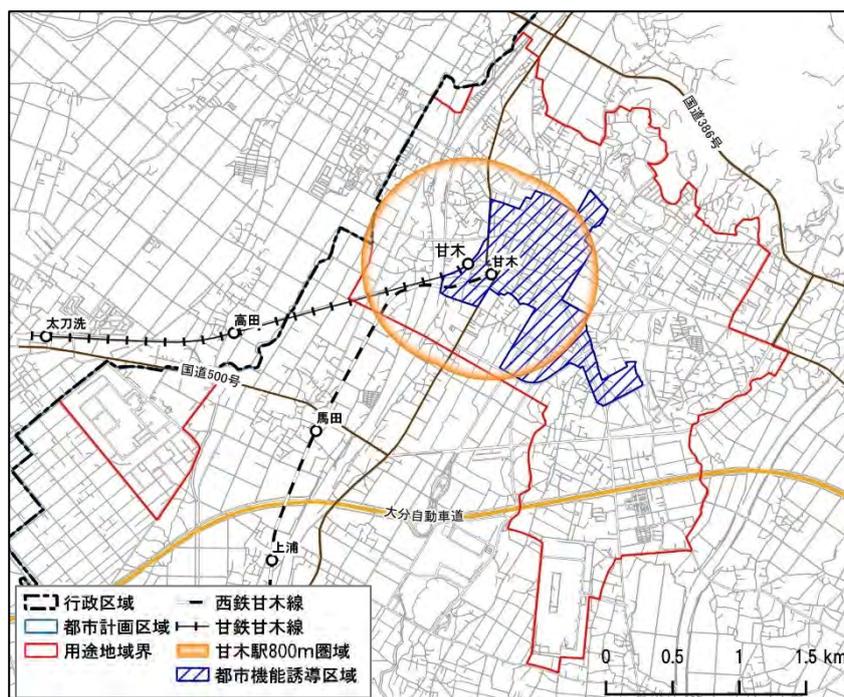
- 1 防災上考慮すべき地域（土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水想定区域（想定最大規模））
- 2 住宅以外の土地利用を図るべき箇所（工業地域等）

### ① 居住誘導区域に含めるべき視点

将来的に起こりうる人口減少下においてもコンパクトな市街地を維持するために、「居住誘導区域に含めるべき視点」に該当する項目をふまえ、以下の区域を重ね合わせることで居住誘導区域のベースとなる区域を抽出します。

#### 1 生活利便性が確保される区域

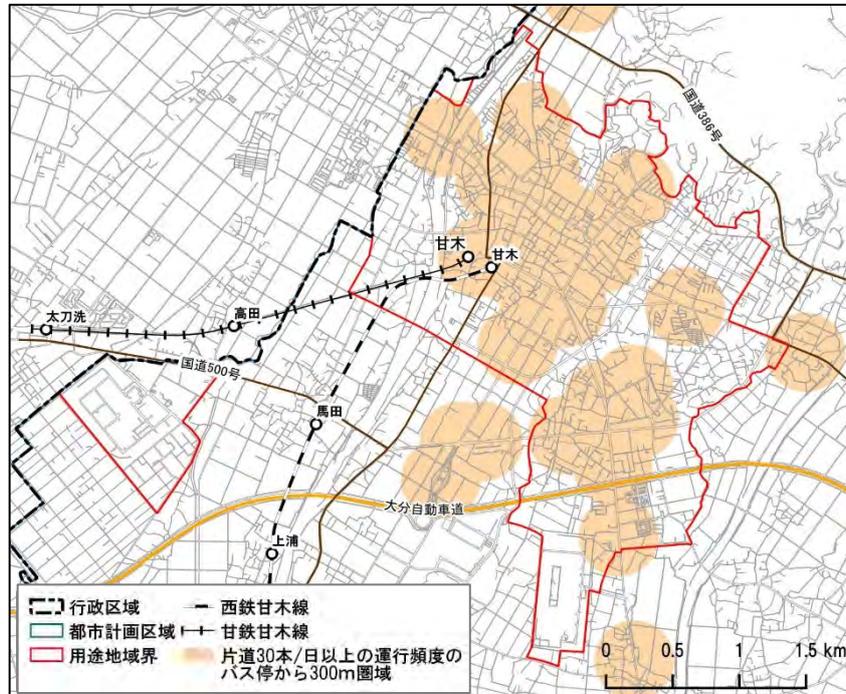
- ・「甘木駅（西日本鉄道）」、「甘木駅（甘木鉄道）」からの徒歩圏域（半径 800m 圏域内）
- ・都市機能誘導区域



## 2 交通利便性の高い区域

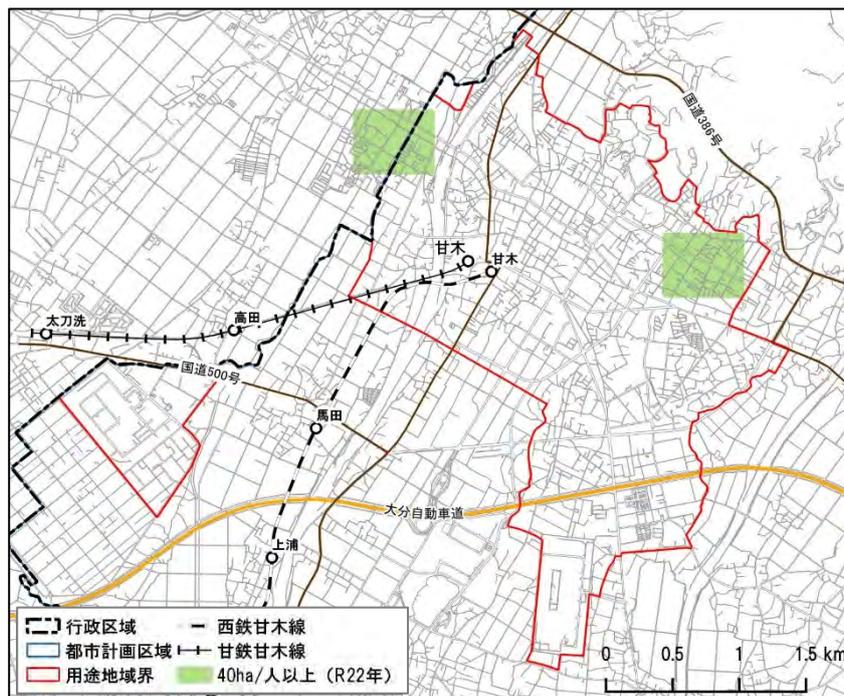
- ・ 基幹的公共交通圏域

(片道 30 本/日以上のあるバス路線のバス停の半径 300m 圏域)



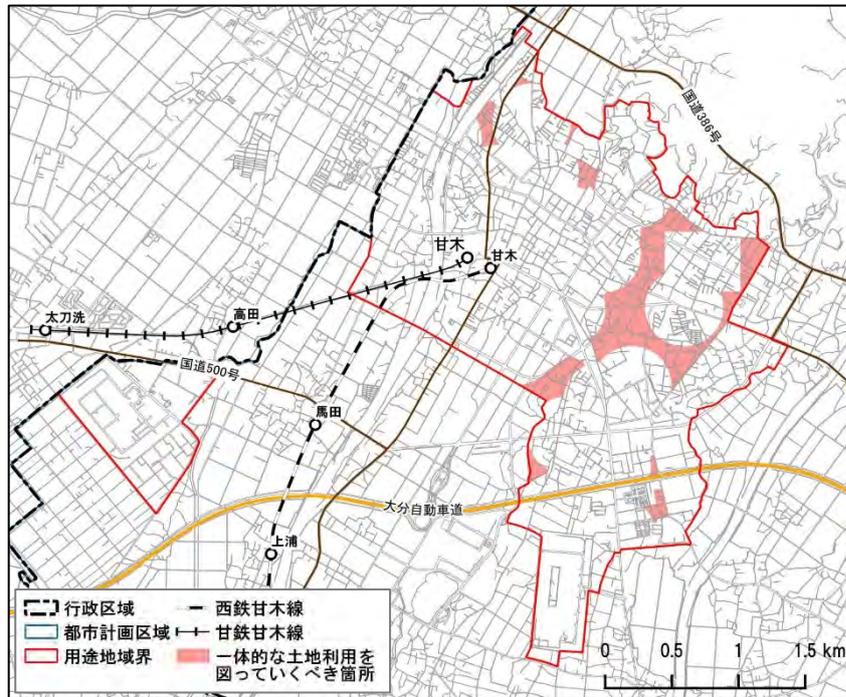
## 3 将来的に人口集積が見込まれる箇所

- ・ 令和 22 年時点で人口密度が 40 人/ha 以上の箇所



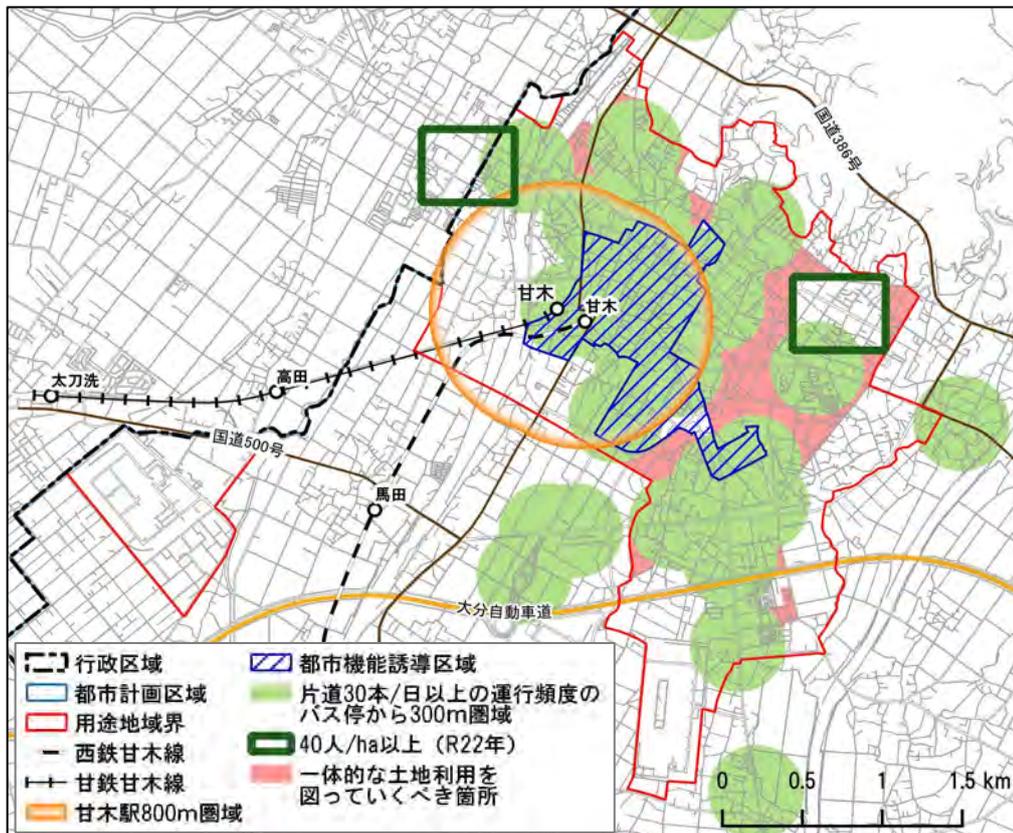
#### 4 一体的な土地利用を図るべき箇所

・同じ街区等



#### 居住誘導区域のベースとなる区域

居住誘導区域のベースとなる区域については、下図のようになります。



## ②居住誘導区域から除外すべき視点

災害リスクの指摘されている箇所については、以下のとおり方針を設定します。

### 1 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

- ・土砂災害警戒区域については、土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生じる恐れがあるため、居住誘導区域外とします。
- ・土砂災害特別警戒区域については土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生じる恐れがあるため、居住誘導区域外とします。

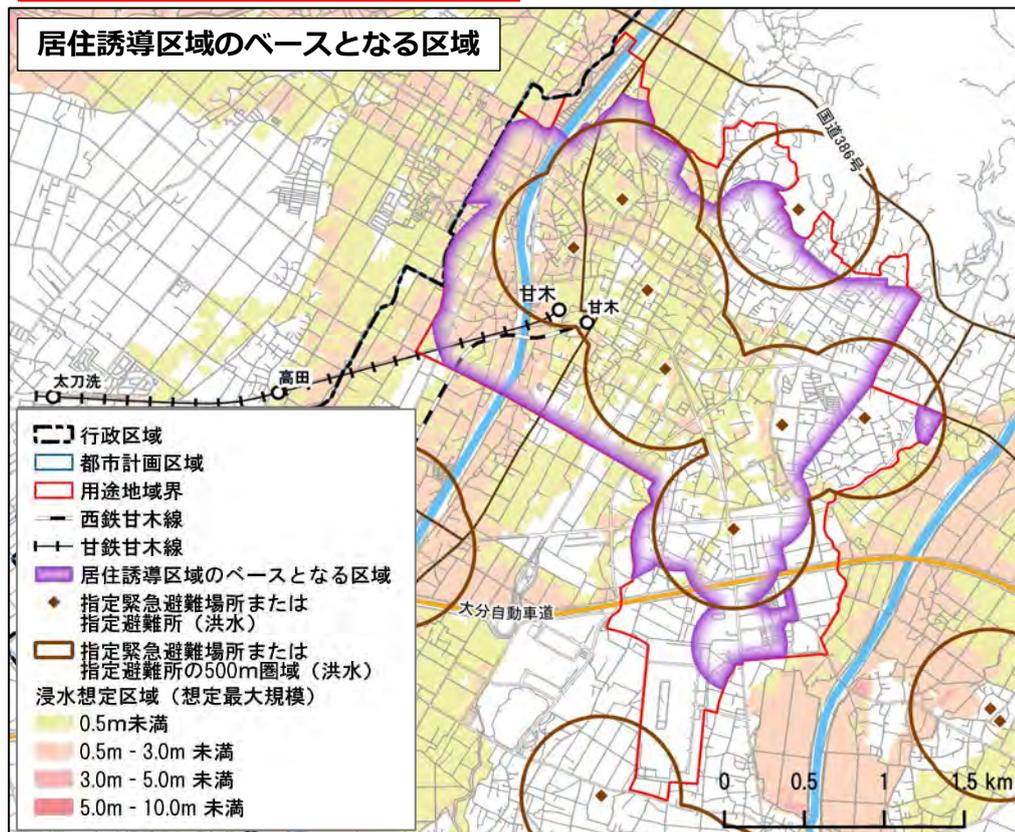
### 2 急傾斜地崩壊危険区域

- ・急傾斜地崩壊危険区域については、災害が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生じる恐れがあるため、居住誘導区域外とします。

### 3 浸水想定区域（想定最大規模）

- ・想定最大規模の浸水想定区域については、用途地域の西側において浸水の被害が発生するものとされていますが、浸水深の状況を見ると 0.5m未滿の区域が多く、居住誘導区域のベースとなる区域は概ね指定緊急避難場所・指定避難場所の500m圏域に含まれている状況です。

このことにより、想定最大規模の降雨災害が発生した際には周辺エリアへの避難を呼びかけるとともに、避難経路の整備や避難機能の維持を行うことを条件に居住誘導区域に含めることとします。



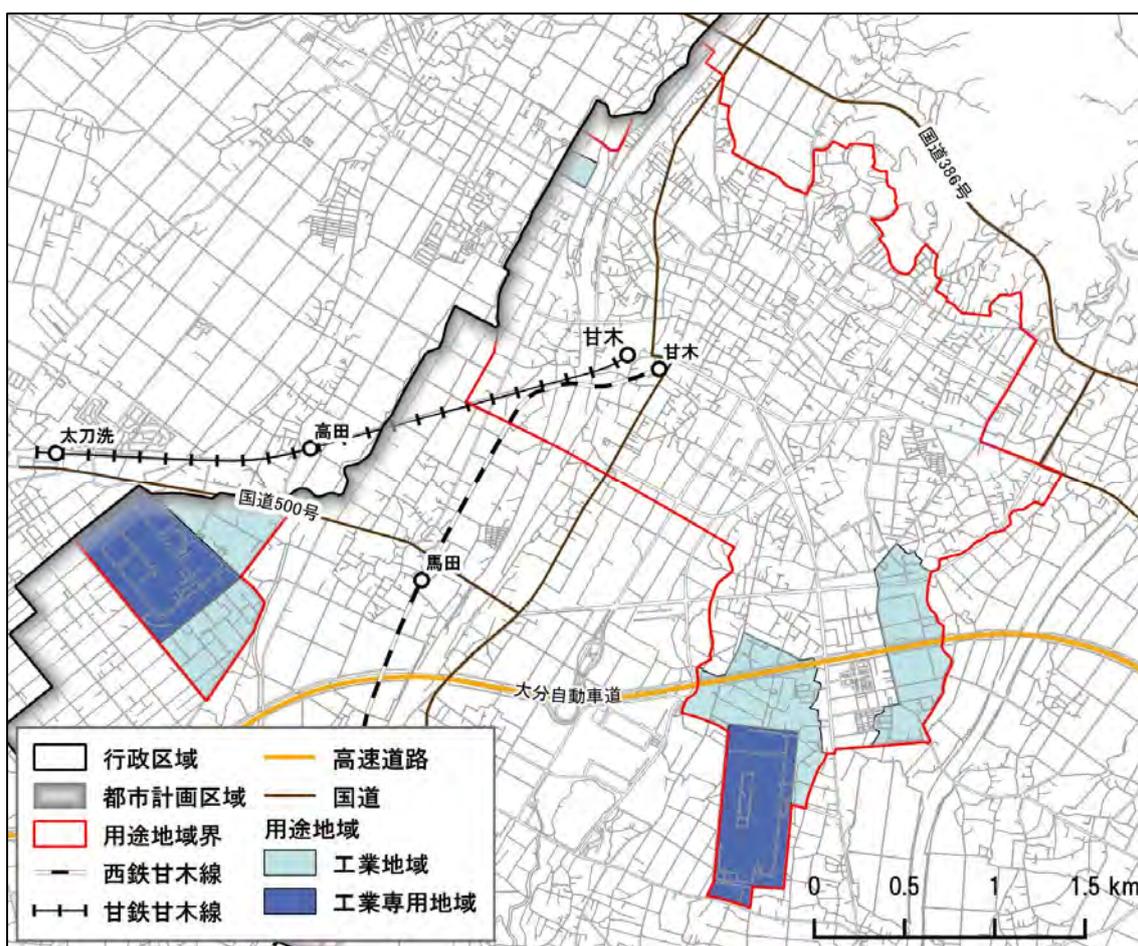
住宅以外の土地利用を図るべき箇所については、以下のとおり方針を設定します。

●工業地域

- ・用途地域のルール上住宅を建てることは可能ですが、市内に立地する工場の操業環境を維持する観点から、**居住誘導区域外**とします。

●工業専用地域

- ・工業の利便性を増進する箇所であり、住宅は建てられないため、**居住誘導区域外**とします。



出典：都市計画基礎調査（平成30年）

## 5-2. 居住誘導区域の設定

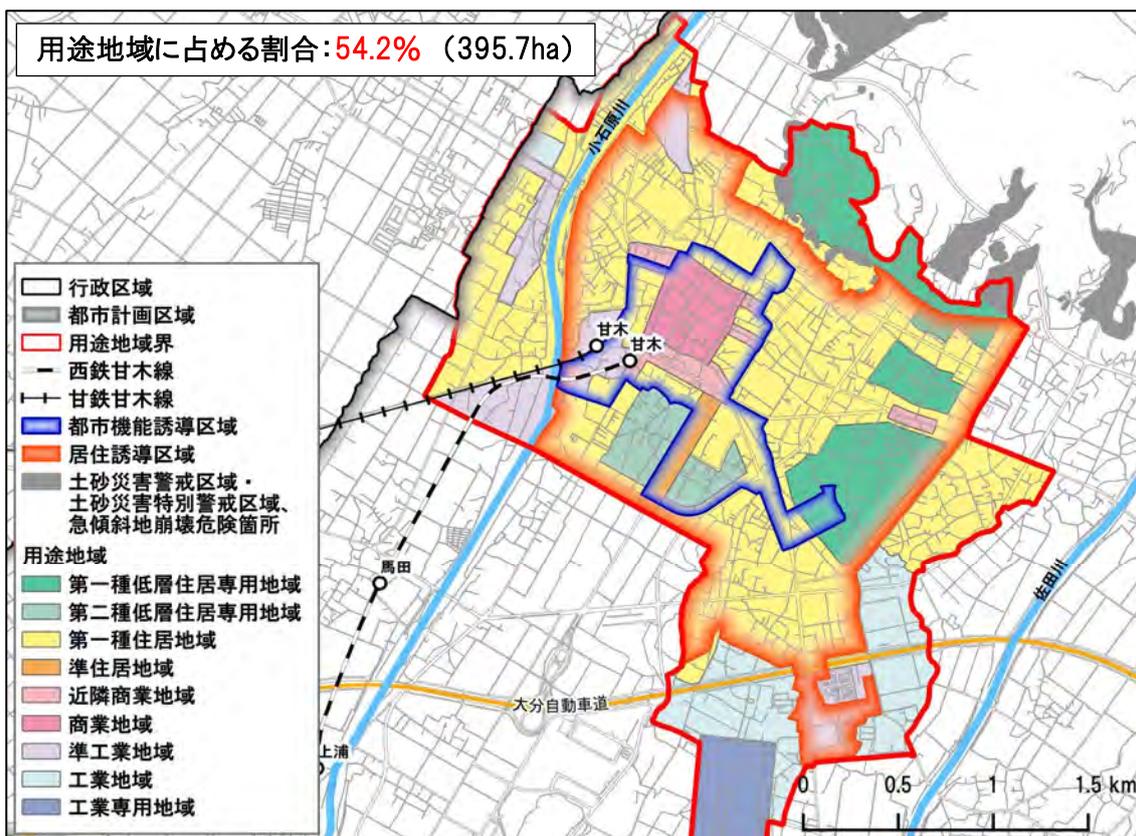
これまで検討した事項をふまえ、居住誘導区域を以下のとおり設定します。

### 【居住誘導区域の設定基準】

居住誘導区域のベースとなる区域（5章-6参照）から、以下の範囲を除いた箇所を居住誘導区域として設定します。

- 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（8章-8参照）
- 急傾斜地崩壊危険箇所（8章-8参照）
- 工業地域
- 工業専用地域
- 小石原川の西側エリア（洪水発生時に避難できる指定緊急避難場所または指定避難所の500m圏域外）
- 市庁舎東側のまとまった緑地環境を有するエリア

### 《居住誘導区域》



出典：都市計画基礎調査（平成30年）、福岡県土砂災害警戒区域（令和5年7月時点）

## 第 6 章

# 誘導施策の設定



## 6-1. 誘導施策の設定

第3章で整理した「まちづくりの方針」をもとに、誘導する施策を以下のとおり設定します。

## 6-2. 「都市機能・人口集積によるメリハリある都市構造の形成」に係る施策

居住誘導に向けては、立地適正化計画制度に基づく居住誘導区域外の住宅開発等の届出制度により、その動向の把握や必要に応じた開発事業者との調整を行います。

また、拠点エリアにおける人口減少は周辺エリアの求心力低下や魅力低下につながる恐れがあるため、移住定住促進に向けた相談体制等の強化、空き家に関する情報提供等を行います。

さらに、若者や子育てをしている働く世代の移住定住に向けた働く場を創出するための支援を行います。

### 【具体の施策例】

- ・ 居住誘導区域外における届出制度の運用
- ・ 移住定住交流センター
- ・ あさ暮らし住宅補助事業
- ・ 子育て世帯定住促進事業
- ・ 地方創生交付金事業（移住・企業・就業タイプ）
- ・ 創業支援補助

### 6-3. 「若者世代が働きやすく子育てしやすい環境づくり」に係る施策

都市機能誘導区以外における誘導施設の立地や、誘導区域内に立地している施設の休廃止については届出制度によりその動向を把握し、必要に応じて事業者との調整を行います。

急激な高齢化の進展等による医療施設や高齢者福祉施設の需要が高まっていることや、働きながら安心して子育てができるよう、医療サービスの向上や子どもの一時的預かり事業等、ライフスタイルに合わせた切れ目のない施策を総合的に展開します。

#### 【具体の施策例】

- ・都市機能誘導区域外における届出制度の運用
- ・高次医療・救急医療体制の充実
- ・音声信号、誘導ブロックの設置
- ・あさくら“縁”結び応援事業
- ・妊婦支援事業、母子健康教育事業
- ・甘木駅周辺整備基本構想の策定

### 6-4. 「自家用車に過度に依存しない移動手段の確保」に係る施策

中心市街地での人口減少や少子高齢化の進展により、公共交通を取り巻く環境は今後ますます厳しくなっていくことが予想されるため、利用者のニーズに合った公共交通の運行形態の改善や、交通結節点での乗り継ぎ環境の向上を図ります。

また、自家用車や自転車から公共交通への乗り継ぎ環境については、駐車場や駐輪場の整備を図ります。

#### 【具体の施策例】

- ・パークアンドライドの推進
- ・甘木駅駅前広場のシームレス化（乗り継ぎ利便性向上）
- ・地域公共交通運行形態の改善
- ・各種障がい者手帳所持者を対象とした福祉タクシー券の交付やバス・鉄道運賃割引制度の案内
- ・バス待合所等設置補助事業
- ・交通結節点での乗り継ぎ環境の向上

**第 7 章**  
**目標数値・効果目標の設定**  
**および計画策定後の届出制度**



## 7-1. 目標数値・効果目標の設定

施策の達成状況等の計画評価における目標値を目標とすべきターゲットごとに設定するとともに、目標値が達成されることにより期待される効果目標を設定します。

### (1) 都市機能・人口集積によるメリハリある都市構造の形成

都市機能・人口集積によるメリハリある都市構造の形成についての目標値は、居住誘導区域内の人口密度、甘木駅周辺都市機能誘導区域に立地する誘導施設数を設定します。

数値としては減少しますが、メリハリある都市構造についての施策を推進することで、居住誘導区域内の人口密度を国立社会保障・人口問題研究所の推計値よりも増加させることを目指します。

	現状 (令和2年時点)	社人研推計値 (令和22年時点)	目標値 (令和22年時点)
居住誘導区域内の人口密度	27.5人/ha	22.6人/ha	24.0人/ha
都市機能誘導区域に立地する誘導施設数	40施設	/	41施設

### (2) 若者世代が働きやすく子育てしやすい環境づくり

若者世代が働きやすく子育てしやすい環境づくりについての目標値は、市内全域における年少人口・生産年齢人口を設定します。

数値としては減少していますが、若者世代が働きやすく子育てしやすい環境づくりについての施策を推進することで、市内全域における年少人口・生産年齢人口を国立社会保障・人口問題研究所の推計値よりも増加させることを目指します。

	現状 (令和2年時点)	社人研推計値 (令和22年時点)	目標値 (令和22年時点)
市内全域における年少人口・生産年齢人口(65歳未満の人口)	32,585人	18,484人	19,000人

### (3) 自家用車に過度に依存しない移動手段の確保

自家用車に過度に依存しない移動手段の確保についての目標値は、公共交通の利用割合、コミュニティバスの運行本数を設定します。

	現状 (令和2年時点)	目標値 (令和22年時点)
公共交通の利用割合 (交通分担率)	8.9%	8.9%

1日あたりのコミュニティバスの運行本数については、人口減少によって利用者の増加は難しい状況ですが、事業効率を高めるためには利用者ニーズに応じた運行ルートや時刻表の見直しが必要です。そのため、施策の推進とも合わせてより効率的な運行に努め、現状維持を目標値とします。

	現状 (令和2年時点)	目標値 (令和22年時点)
甘木駅の利用者数 (西日本鉄道甘木線+甘木鉄道)	1,988人/日	1,988人/日
コミュニティバスの 運行本数(平日)	4.9本/日(平日)	4.9本/日(平日)

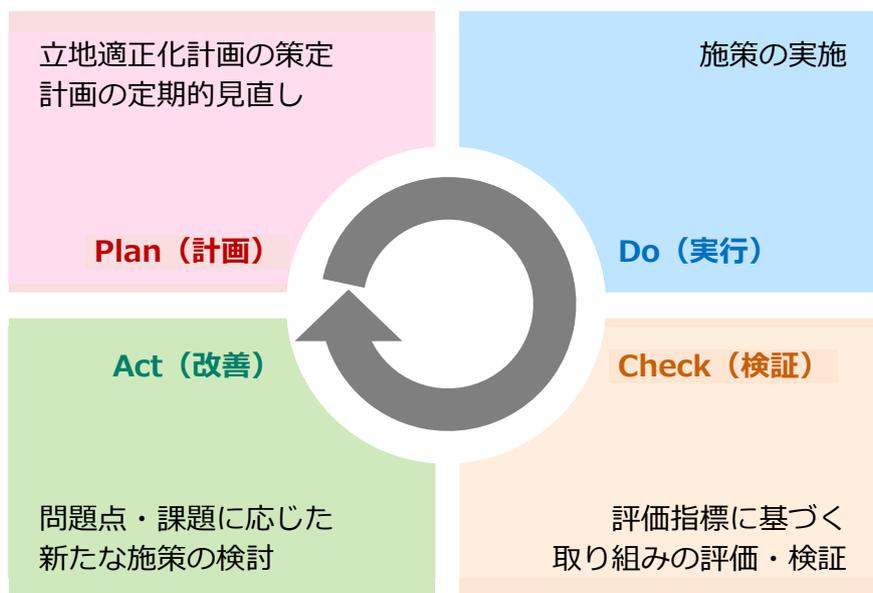
## 7-2. 進捗管理の方針

立地適正化計画を作成した場合には、概ね5年ごとに計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、立地適正化計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討することが望ましいとされています。本市においても概ね5年ごとに調査、分析及び評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

評価にあたっては、設定した目標値の達成に向けて、今後具体的に定める施策や事業の評価・検証を行い、実施状況に応じて各部門と連携・調整を図りながら、施策の見直しや新たな施策の検討を行います。

また、実施状況については、本市による自己評価と専門性・中立性を有する朝倉市都市計画審議会における第三者評価を行い、評価結果をふまえ、必要に応じて立地適正化計画の見直しを行います。

### ■ PDCA サイクル



### 7-3. 計画策定後の届出制度

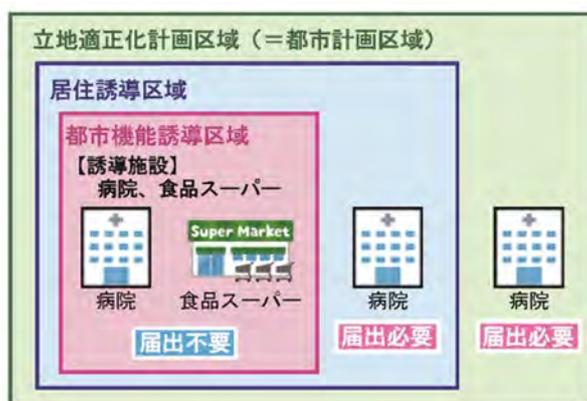
都市再生特別措置法に基づき立地適正化計画策定後は、計画区域内（都市計画区域内）において、以下の行為に着手する場合には着手の30日前までに市長への届け出が必要となります。

本届出制度を運用していきながら、都市機能誘導区域並びに居住誘導区域への立地を促します。

#### (1) 都市機能誘導に関する届出

【施設の新設・改築・用途変更に対して届出対象となるもの】

- 開発行為
  - ・ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
- 建築等行為
  - ・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
  - ・ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
  - ・ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合



【施設の休廃止に対して届出対象となるもの】

- 誘導施設を休止又は廃止しようとする場合



## (2) 居住誘導に関する届出

【居住誘導区域外で届出対象となるもの】

### ■ 開発行為

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 m<sup>2</sup>以上のもの



### ■ 建築等行為

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等とする場合





# 第 8 章

## 防災指針



## 8-1. 基本的な考え方

近年、全国各地で土砂災害や河川堤防の決壊等によって浸水被害や土砂災害などが発生し、人命や家屋、社会経済に甚大な被害が生じています。

今後も気候変動の影響から降雨量が増加し、洪水や内水被害、土砂災害といった水災害が頻発化・激甚化することが懸念されます。

このような自然災害に対応するため、2020年（令和2年）6月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画に防災指針が位置づけられたところです。

防災指針は、災害ハードエリアにおける開発抑制、移転の促進、防災施策との連携強化など、安全なまちづくりに必要な対策を計画的かつ着実に講じるため立地適正化計画に定めるものです。

そのため、市内における災害リスクを分析したうえで、災害が発生しても被害を軽減するための対策に取り組むため、防災指針を設定します。

## 8-2. 災害ハザード情報等の収集・整理

### (1) 災害ハザード情報等の収集

災害ハザード情報については、以下のとおり整理します。

#### 【対象となるハザード情報】

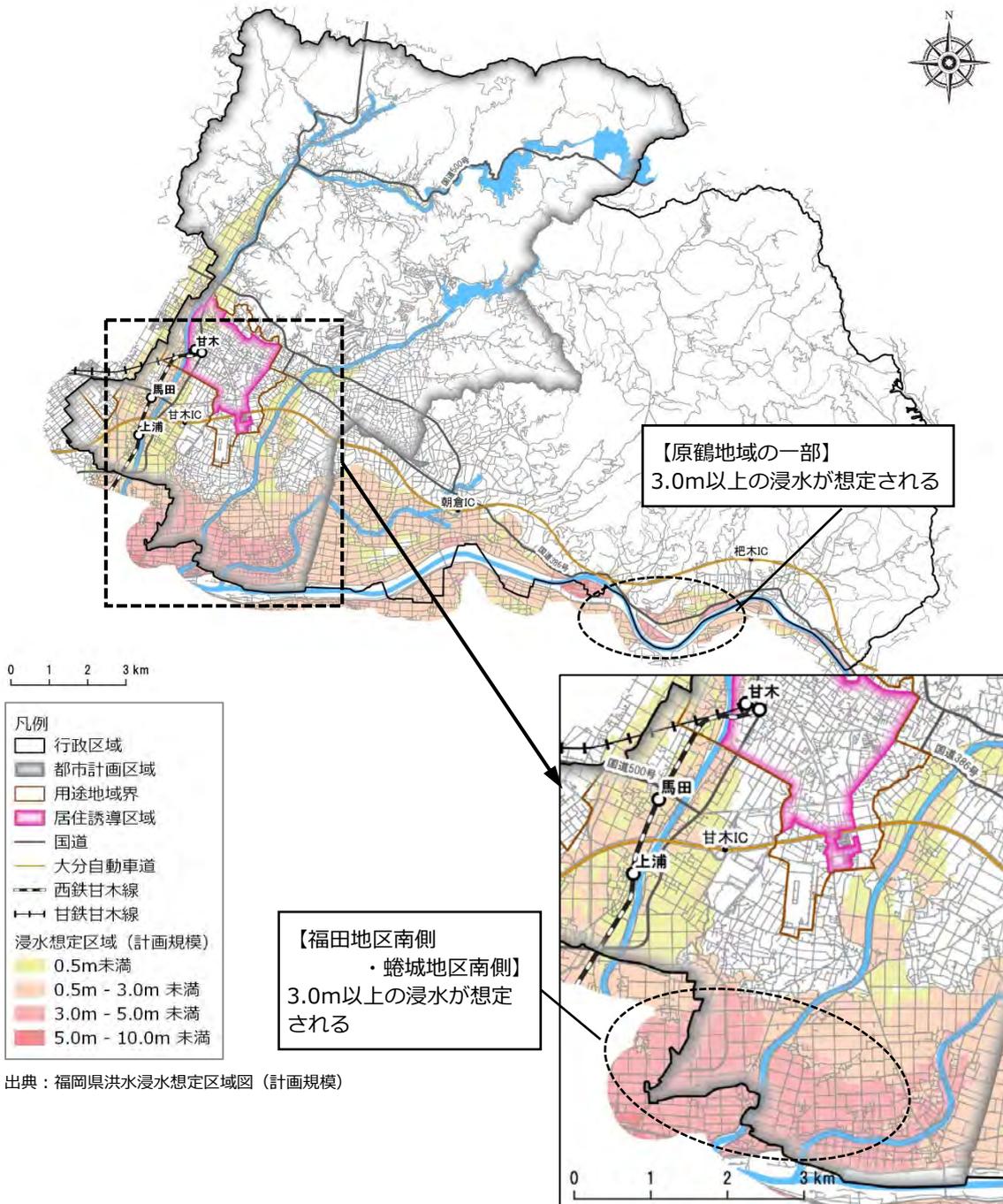
災害の種別	災害リスクの把握で用いる情報	出典元
洪水	浸水想定区域（計画規模） [対象となる河川と算出条件] ・小石原川（荒瀬上流域 48 時間総雨量 521 mm）	福岡県資料
	浸水想定区域（想定最大規模） [対象となる河川と算出条件] ・小石原川（小石原川流域 24 時間総雨量 969 mm）	福岡県資料
	・筑後川（荒瀬上流域 48 時間総雨量 810 mm）	国資料
	浸水継続時間 [対象となる河川と算出条件] ・小石原川（小石原川流域 24 時間総雨量 969 mm）	福岡県資料
	家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流） [対象となる河川と算出条件] ・小石原川（小石原川流域 24 時間総雨量 969 mm）	福岡県資料
	家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食） ・小石原川（小石原川流域 24 時間総雨量 969 mm）	福岡県資料
ため池	ため池浸水想定区域 [ため池決壊想定イメージ] ・大規模地震により堤防が破損 ・大雨の増水により堤防が破損	朝倉市資料
土砂災害	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域	福岡県資料
大規模盛土 造成地の 滑落崩落	大規模盛土造成地	福岡県資料

## (2) 浸水想定区域 (計画規模)

浸水想定区域 (計画規模) をみると、主に市域の南側において区域の指定がされています。

福田地区の南側、蜷城地区南側においては、3.0m以上の浸水が想定されています。また原鶴地域の特別用途地区が指定されている箇所において、3.0m以上の浸水が想定されています。

浸水想定区域 (計画規模)

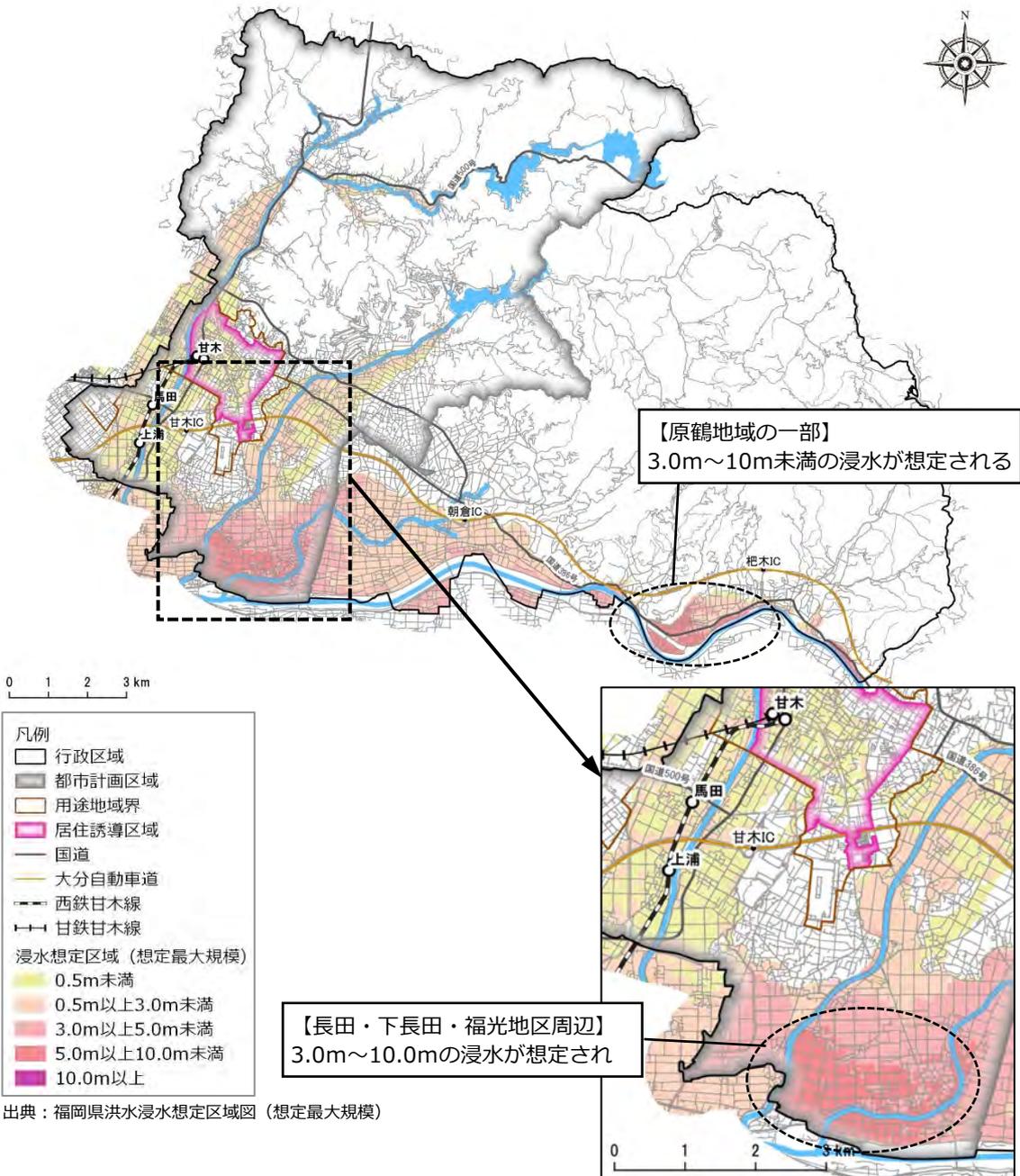


### (3) 浸水想定区域 (想定最大規模)

浸水想定区域 (想定最大規模) の指定状況をみると、長田地区・下長田地区・福光地区等の一部及び原鶴地域の一部において 3.0m~10.0mの浸水が想定されています。

また、市中心部である甘木駅周辺においても、3.0m未満の浸水が想定されています。

浸水想定区域 (想定最大規模)

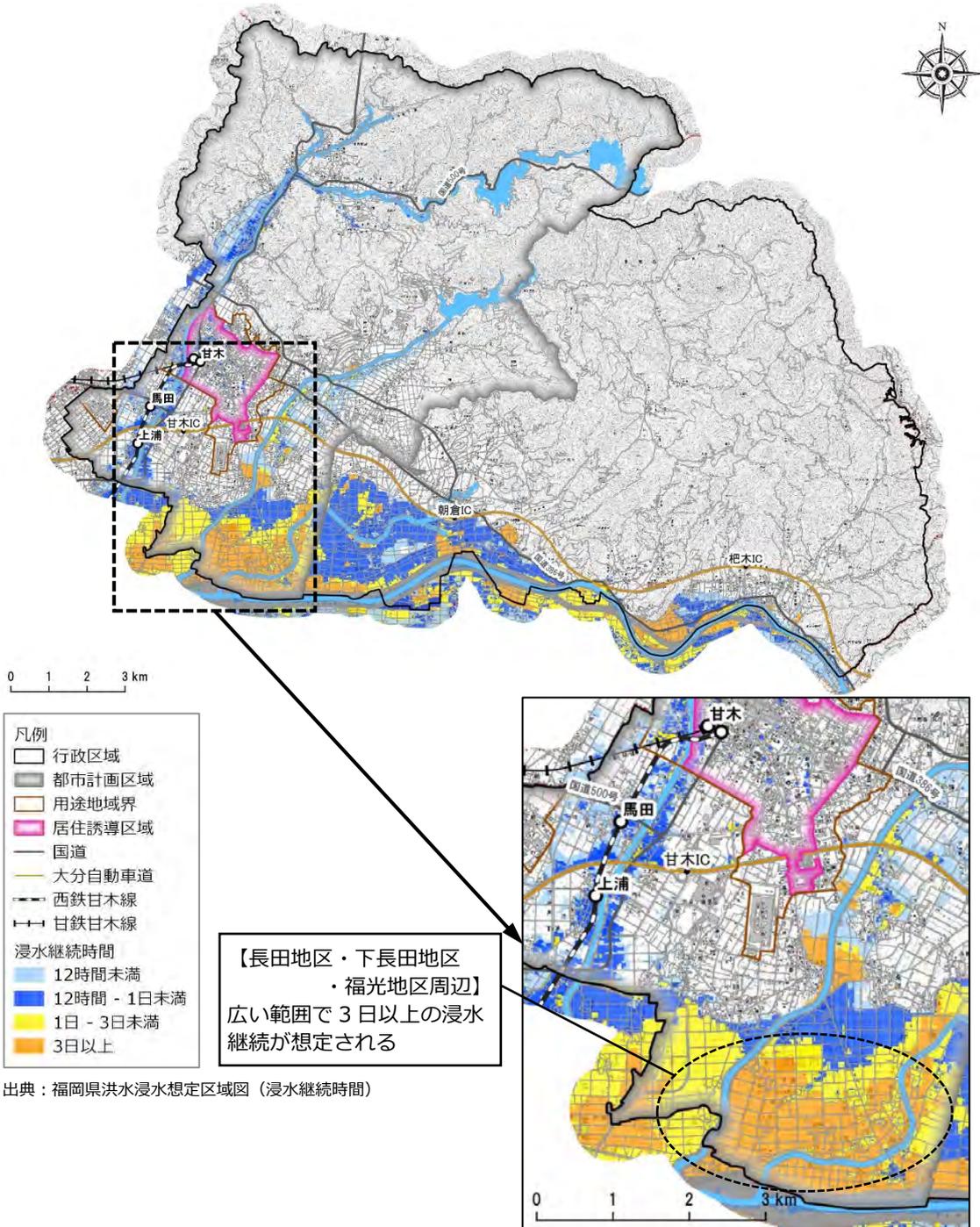


#### (4) 浸水継続時間

浸水継続時間の状況を見ると、蜷城地区、朝倉地域、杷木地域南側において 12 時間以上の浸水継続が想定されます。

特に長田地区・下長田地区・福光地区周辺においては、広い範囲で 3 日以上の浸水継続が想定されます。

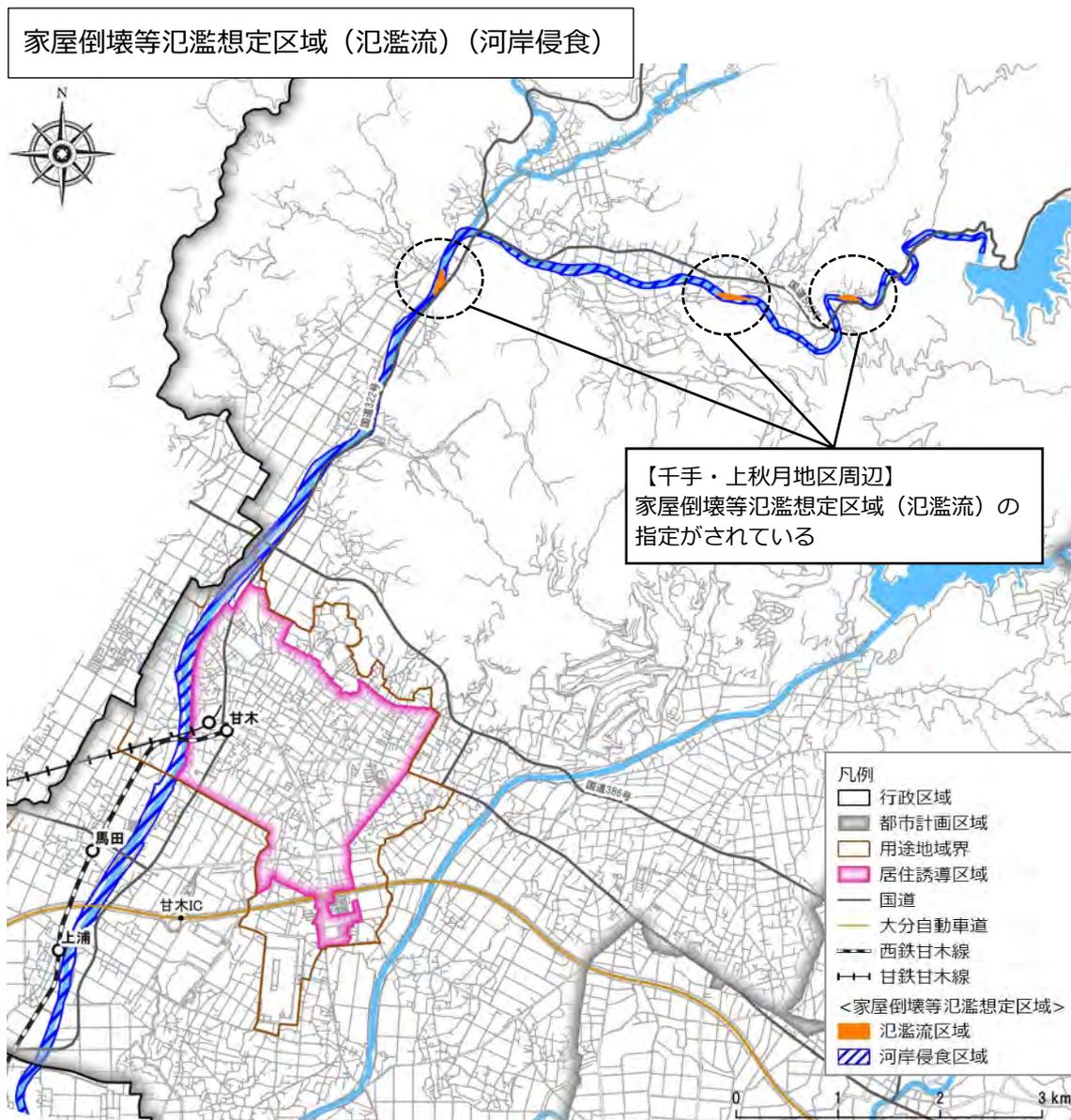
#### 浸水継続時間



### (5) 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）（河岸侵食）

家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）の指定状況を見ると、千手・上秋月地区周辺の小石原川流域において指定されています。

家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）の指定状況を見ると、小石原川沿いにおいて区域が指定されています。



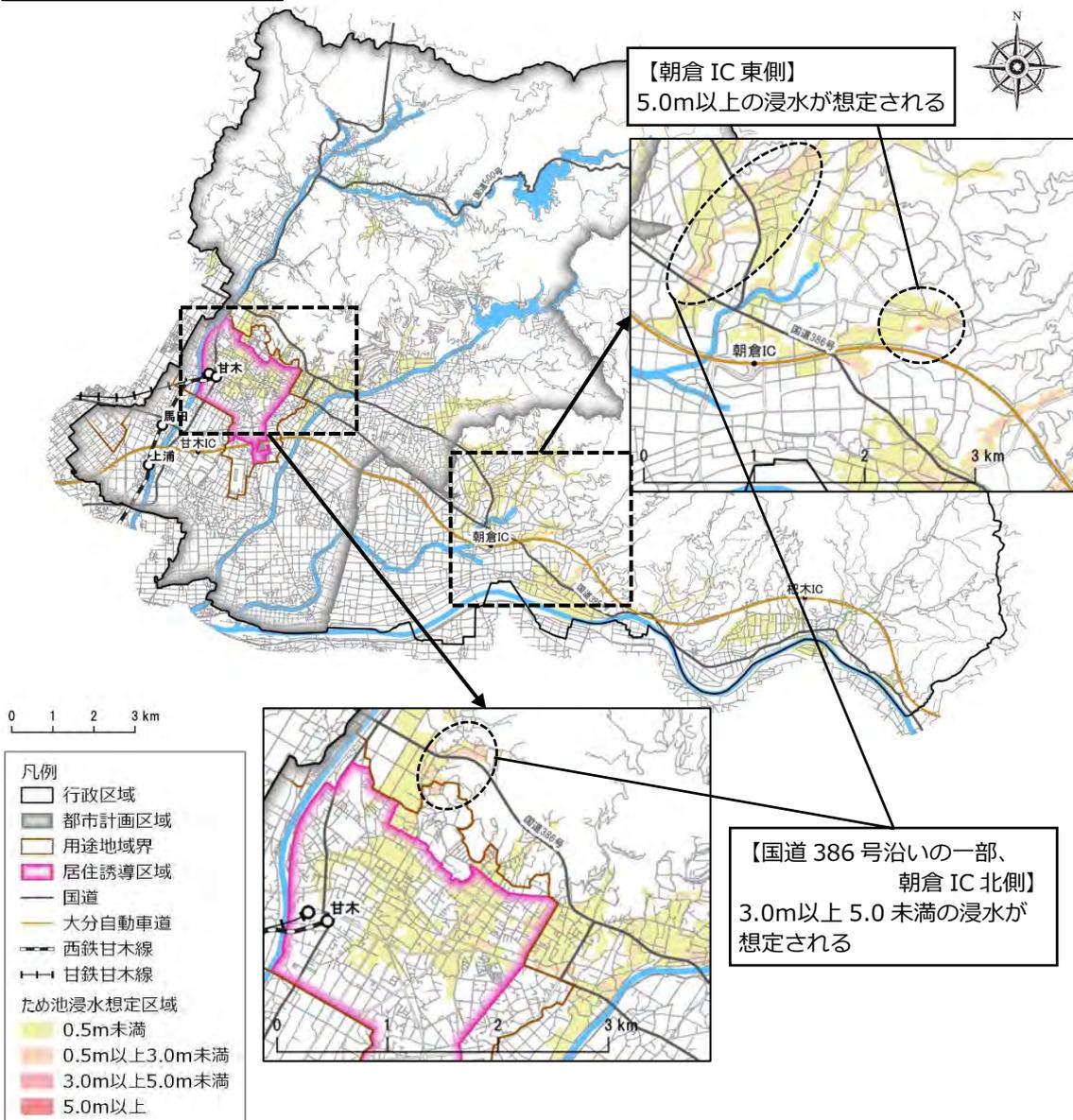
出典：福岡県洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域図（氾濫流）（河岸侵食））

## (6) ため池浸水想定区域

ため池浸水想定区域の状況を見ると、甘木駅の北東側や朝倉 IC・杷木 IC 周辺において区域の指定がされています。

殆どの区域では 0.5m未満の浸水が想定されていますが、用途地域北側の国道 386 号沿いの一部や朝倉 IC 北側では 3.0m以上 5.0m未満の浸水が想定されています。朝倉 IC 東側においては、5.0m以上の浸水が想定されています。

ため池浸水想定区域



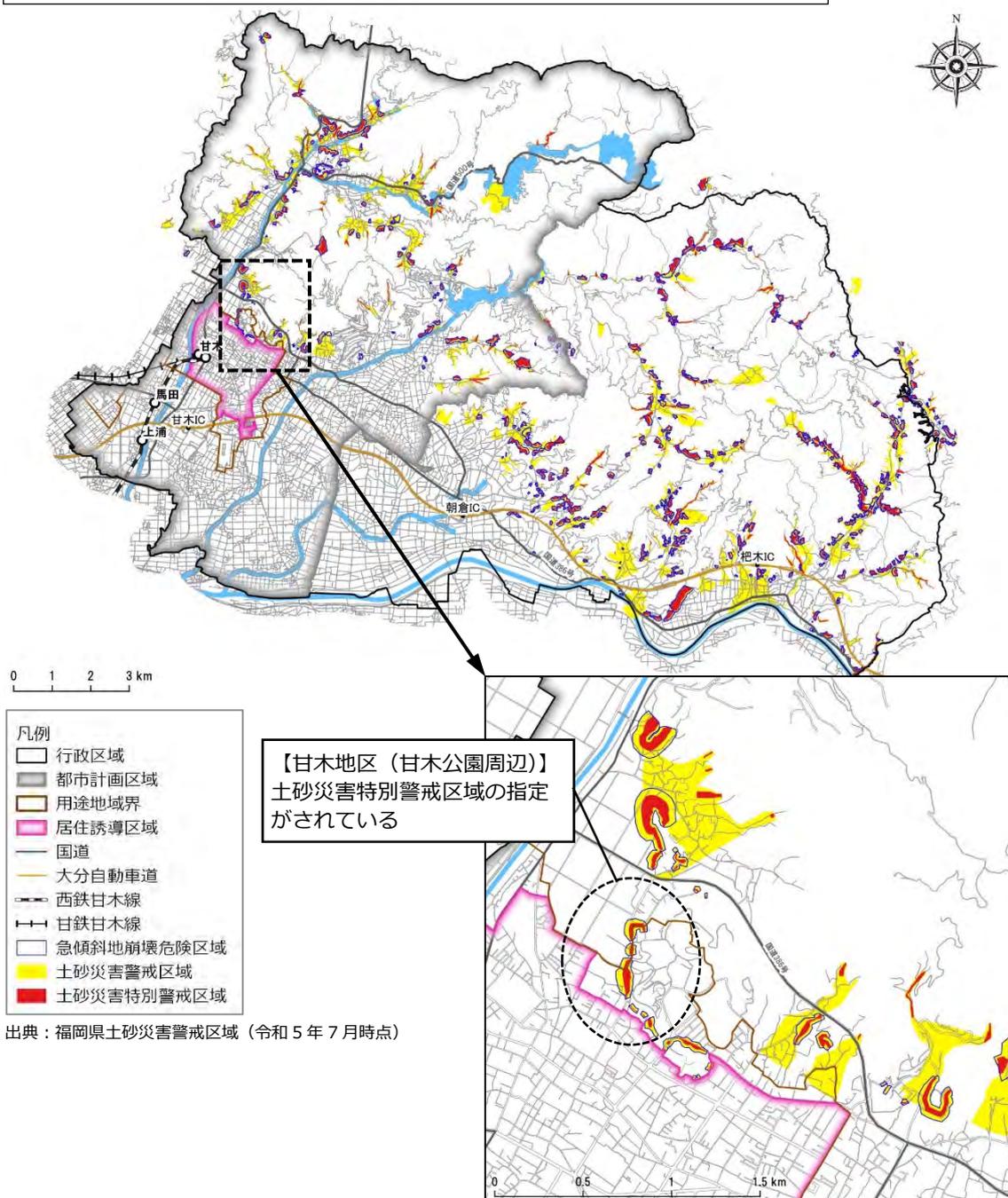
## (7) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

土石流の土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定状況を見ると、市内の広い範囲において区域が点在しています。

用途地域の周辺では、甘木地区の一部において土砂災害特別警戒区域の指定がされています。

急傾斜地崩壊危険区域の指定状況を見ると、市域の広い範囲において区域が点在しています。

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域



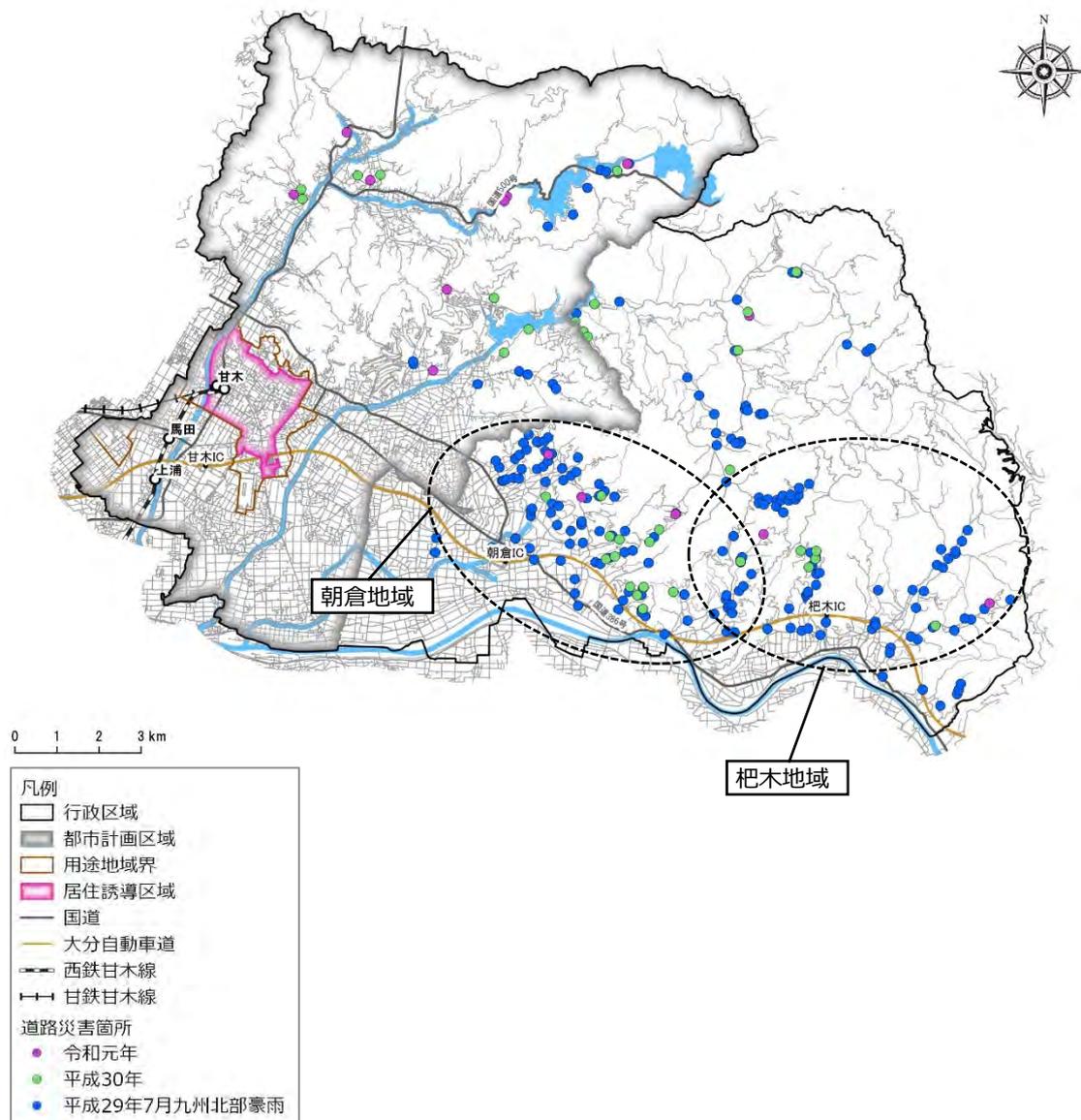
## (8) 過去の被災履歴

### ① 道路災害箇所

市内の道路災害の発生状況を見ると、平成 29 年は 194 箇所、平成 30 年は 35 箇所、令和元年は 14 箇所が発生しています。

特に東側の朝倉地域、杷木地域において災害発生箇所が集中しています。

過去の被災履歴（道路災害箇所）



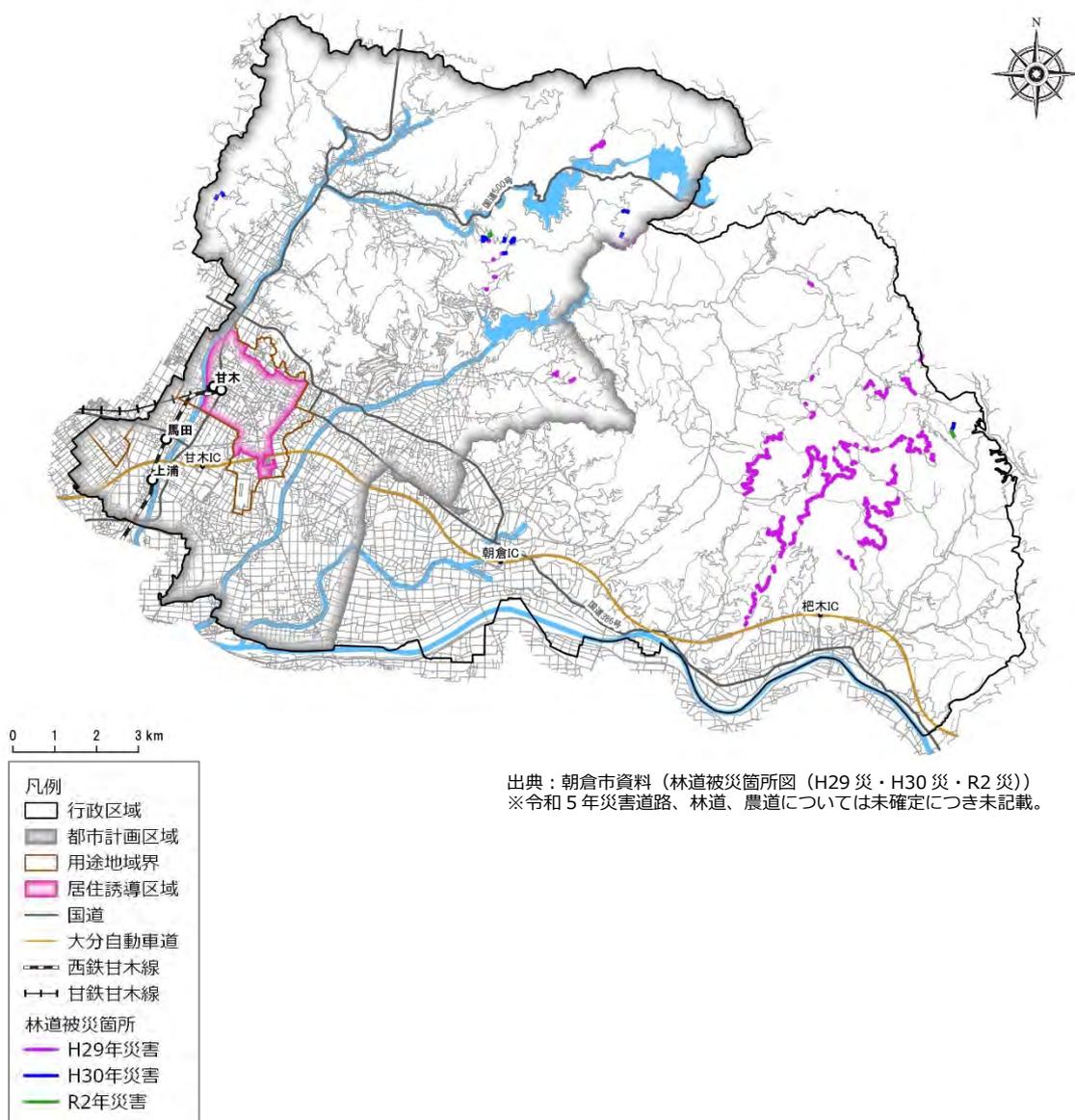
出典：平成 29 年 7 月発生九州北部豪雨災害(公共土木施設災害復旧事業査定申請箇所図)、H30 査定申請箇所〔H27.1〕朝倉市全図、令和元年査定申請箇所図(公共土木施設災害復旧事業)をもとに作成  
※令和 5 年災害道路、林道、農道については未確定につき未記載。

## ②林道の被災箇所

平成 29 年、平成 30 年、令和 2 年の災害により、市内の林道で大きな被害が出たところは、平成 29 年は 65 箇所、平成 30 年は 11 箇所、令和 2 年は 2 箇所となっています。

路線別にみると、赤谷・真竹線が 14 箇所と最も多く、次に米ノ山線が 12 箇所となっています。

### 過去の被災履歴（林道の被災箇所）



### ③農道の被災箇所

平成 29 年 7 月九州北部豪雨の災害により大きな被害が出た市内の農道災害の状況を見ると、烏集院、宮野、須川、菱野、山田地区において災害箇所が集中しています。

#### 過去の被災履歴（農道の被災箇所）

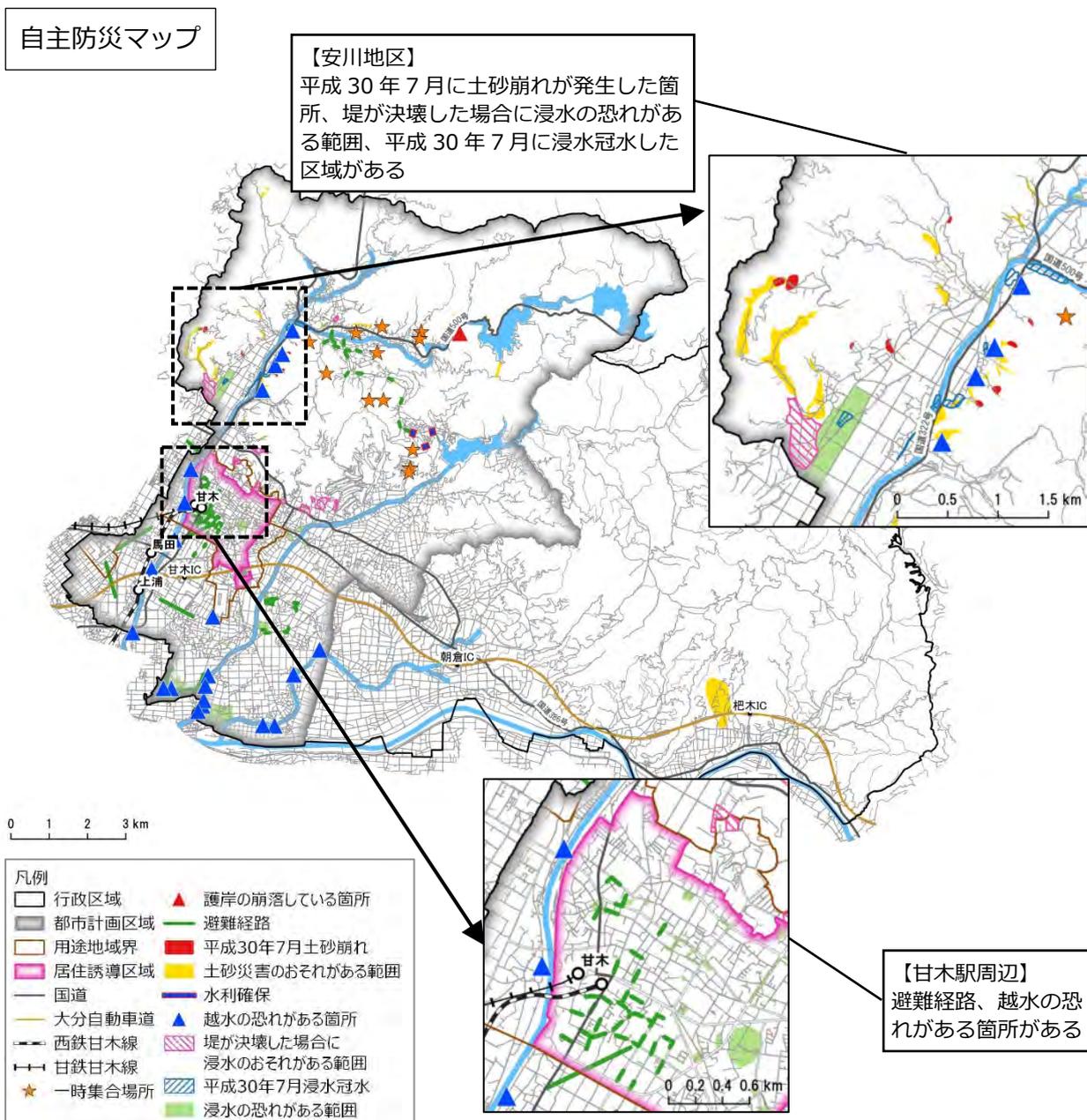


出典：朝倉市平成 29 年 7 月九州北部豪雨被災箇所図をもとに作成  
※令和 5 年災害道路、林道、農道については未確定につき未記載。

## (9) 自主防災マップ

市内の自主防災マップの状況を見ると、護岸の崩壊している箇所は上秋月地区に2箇所あり、一時集合場所も上秋月地区に複数あります。甘木駅東側には避難経路が複数指定されており、甘木駅西側には越水の恐れがある箇所が4箇所指定されています。

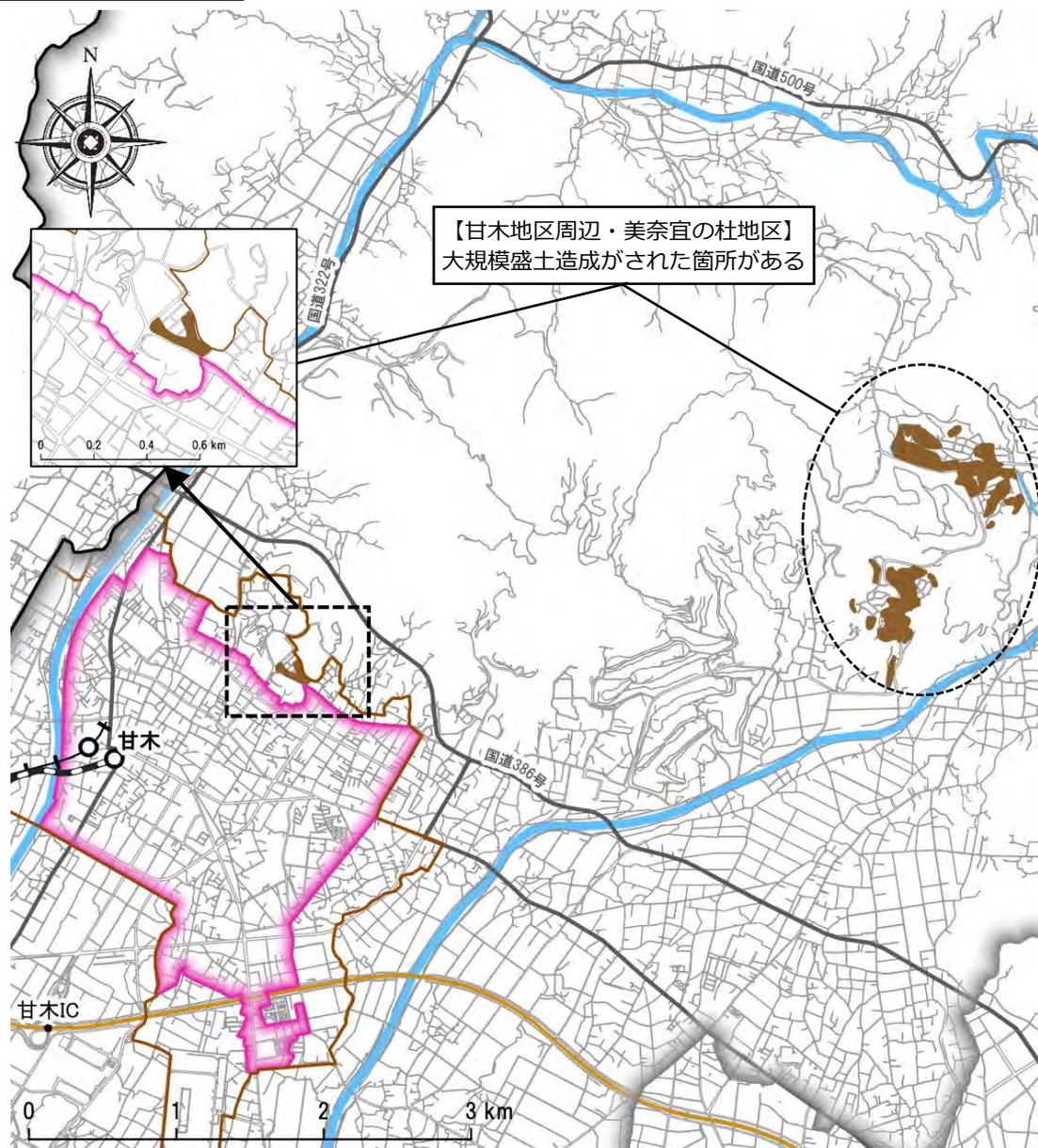
安川地区では、平成30年7月に土砂崩れが発生した箇所が複数あり、南側では堤が決壊した場合に浸水の恐れがある範囲と平成30年7月に浸水冠水した区域があります。



## (10) 大規模盛土造成地

市内の大規模盛土造成の状況を見ると美奈宜の杜地区と甘木地区において大規模盛土造成がされた箇所があります。いずれも住宅が広がっている区域です。

### 大規模盛土造成地



出典：朝倉市資料（大規模盛土造成地マップ）

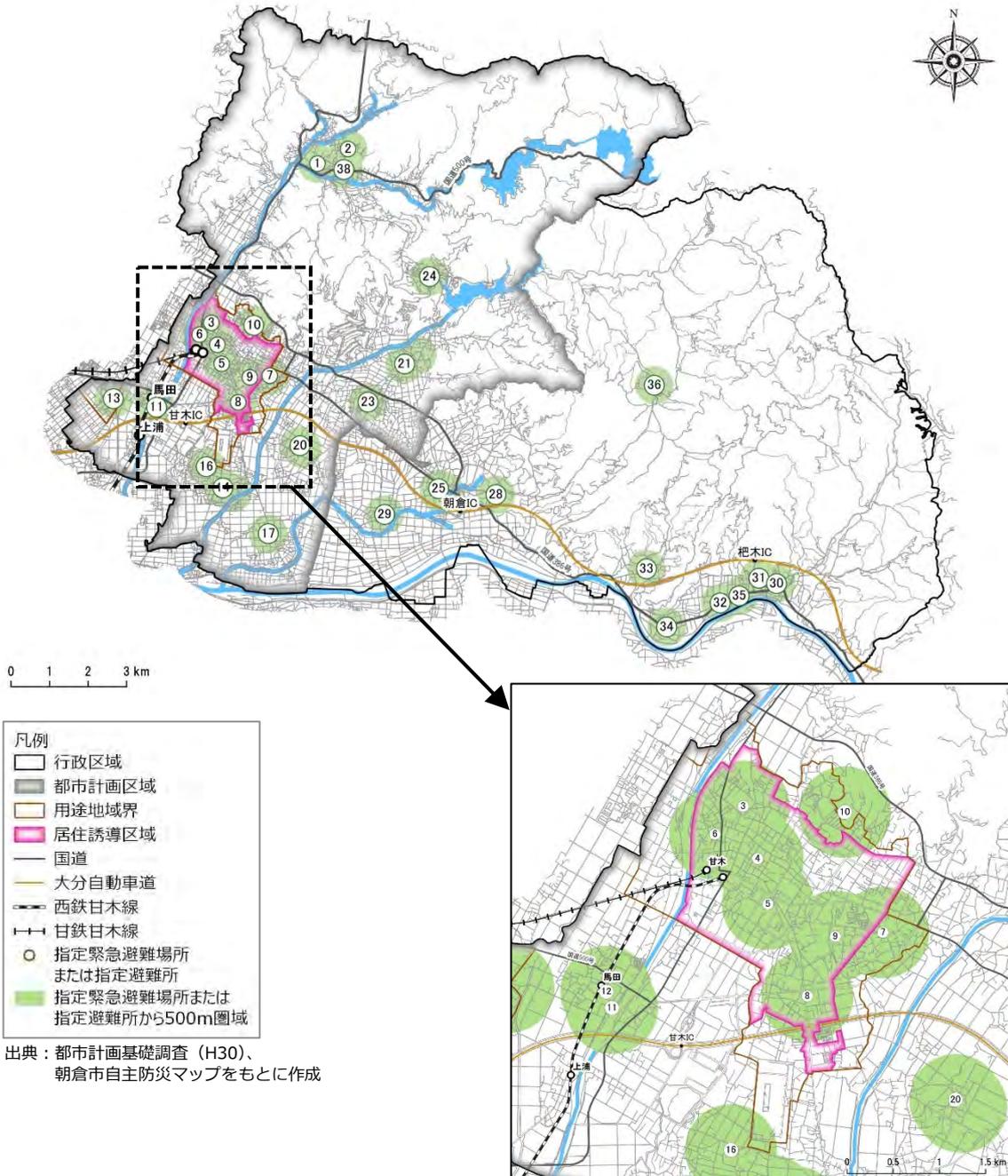
凡例	
	行政区域
	都市計画区域
	用途地域界
	居住誘導区域
	国道
	大分自動車道
	西鉄甘木線
	甘鉄甘木線
	大規模盛土造成地

## (11) 避難所

市内に立地する小中学校やコミュニティセンター等の公共施設が指定緊急避難場所・指定避難所として指定されています。

居住誘導区域は、概ね指定緊急避難場所・指定避難所の500m圏域に含まれている状況です。

### 避難所



【指定緊急避難場所・指定避難所の状況】

No	名称	指定緊急避難場所・指定避難所			
		台風	洪水	土砂災害	地震
1	秋月小学校	○	○	×	○
2	秋月中学校	○	○	×	○
3	甘木小学校	○	○	○	○
4	甘木地域センター（フレアス甘木）	○	○	○	○
5	朝倉市総合市民センター（ピーポート甘木）	○	○	○	○
6	甘木総合隣保館	○	○	○	○
7	立石コミュニティセンター	○	○	○	○
8	甘木・朝倉消防署	○	○	○	○
9	立石小学校	○	○	○	○
10	甘木中学校	○	○	○	○
11	馬田コミュニティセンター	○	×	○	○
12	馬田小学校	○	×	○	○
13	キリンビール(株)福岡工場体育館	○	○	○	×
14	福田コミュニティセンター	○	○	○	○
15	福田小学校	○	○	○	○
16	南陵中学校	○	○	○	○
17	蜷城コミュニティセンター	○	×	○	○
18	蜷城小学校	○	×	○	○
19	金川コミュニティセンター	○	○	○	○
20	金川小学校	○	○	○	○
21	三奈木コミュニティセンター	○	○	○	○
22	三奈木小学校	○	○	○	○
23	十文字中学校	○	○	○	○
24	美奈宜の杜コミュニティセンター	○	○	○	○
25	朝倉地域生涯学習センター	○	○	○	○
26	朝倉体育センター	○	○	○	○
27	比良松中学校	○	○	○	○
28	朝倉東小学校	○	○	○	○
29	大福小学校	○	×	○	○
30	杷木地域生涯学習センター（らくゆう館・女性センター）	○	○	○	○
31	杷木小中学校	○	○	○	○
32	久喜宮地域防災拠点施設	○	×	○	○
33	志波地域防災拠点施設	○	○	○	○
34	サンライズ杷木	○	×	○	○
35	朝倉光陽高校	○	×	○	○
36	高木コミュニティセンター	○	○	○	○
37	朝倉老人福祉センター	○	○	○	○
38	上秋月コミュニティセンター	○	○	○	○

出典：都市計画基礎調査（H30）、朝倉市自主防災マップをもとに作成

## (12) 避難状況

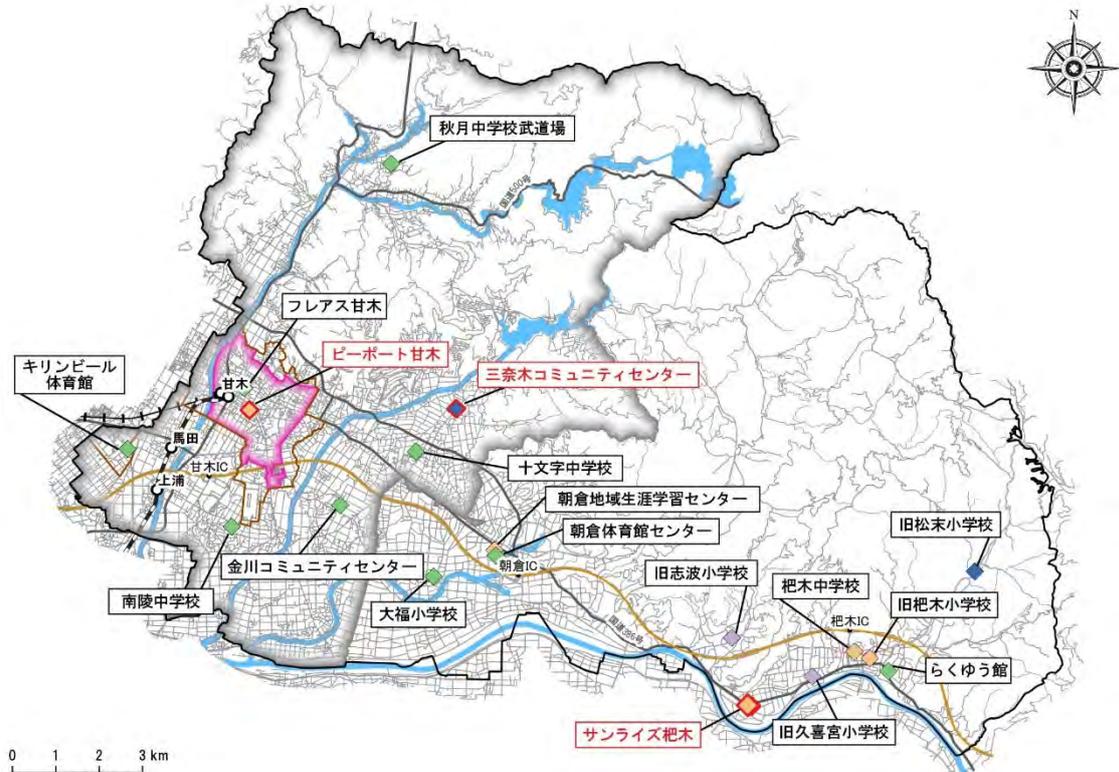
平成 29 年 7 月九州北部豪雨発生後の市内の避難状況を見ると、被害の多かった杷木地域では最大で 200-400 人の市民が避難しています。

また、サンライズ杷木、ピーポート甘木、三奈木コミュニティセンターでは収容可能人数を超える市民が避難していました。

旧松末小学校は指定緊急避難所・指定避難所としての位置づけはされていませんでしたが、地元要望により避難所として開設をしました。

(朝倉市災害記録誌 P3-34 記載)

各避難所の最大受け入れ人数（平成 29 年 7 月九州北部豪雨）



出典：朝倉市資料（避難所報告一覧）をもとに作成

【各開設避難所の最大受け入れ人数と収容可能人数】

開設避難所名	最大受け入れ人数（人）	収容可能人数（人）
朝倉地域生涯学習センター	388	720
サンライズ杷木※1	269	90
らくゆう館	252	830
ピーポート甘木	251	220
杷木中学校	213	1,130
旧久喜宮小学校	188	270
旧志波小学校	107	280
旧松末小学校	54	
三奈木コミュニティセンター	52	20
南陵中学校	45	350
フレアス甘木	32	250
金川コミュニティセンター	17	60
十文字中学校	15	340
朝倉体育センター	13	670
旧杷木小学校※2	12	
麒麟ビール体育館	7	470
秋月中学校武道場	4	510
大福小学校	3	340

出典：朝倉市資料（避難所報告一覧）をもとに作成

※1：福岡県立朝倉光陽高校に避難していた市民が学校の始業に伴い、サンライズ杷木等近隣の開設避難所に移動

※2：旧杷木小学校は、現在、市営杷木団地（50戸）へ建替え済

赤字の最大受け入れ人数：収容可能人数より最大受け入れ人数が多かった施設

### 8-3. 災害リスクの高い地域等の抽出及び定量的な評価

#### (1) 重ね合わせる情報の整理

公表されているハザード情報と建物や医療施設の立地状況等といった都市の情報とを重ね合わせ、それぞれの災害に対して想定しうる課題点を抽出します。

抽出した課題点に対して、市として既に対応している事項や今後の対応方針について検討すべき事項についても整理します。

なお、地震については、いつ、どこで、どの程度の規模で発生するか予測不能となっています。立地適正化計画は災害リスク等をふまえて安全で利便性の高い区域へ居住を誘導していくための計画ですが、地震災害は広域的に発生するものであり全市的な対応が必要となります。そのため、地震災害に対しては全市的に建物の耐震化や不燃化を推進することで、防災・減災対策に取り組みます。

#### 【組み合わせを行う指標】

##### 避難の容易性・垂直避難の可能性を検証するための指標

- 浸水想定区域（想定最大規模） × 建物階数・避難所の状況
- ため池浸水想定区域 × 建物階数・避難所の状況

##### 長期にわたる孤立の可能性を検証するための指標

- 浸水継続時間（想定最大規模） × 将来的な人口分布（令和22年）

##### 機能不全の可能性を検証するための指標

- 浸水想定区域（想定最大規模） × 医療施設・高齢者福祉施設の状況
- 浸水想定区域（想定最大規模） × 主要道路の状況

##### 家屋倒壊の危険性を検証するための指標

- 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食） × 建物立地の状況

##### 比較的頻度の高い災害に対する被害を検証するための指標

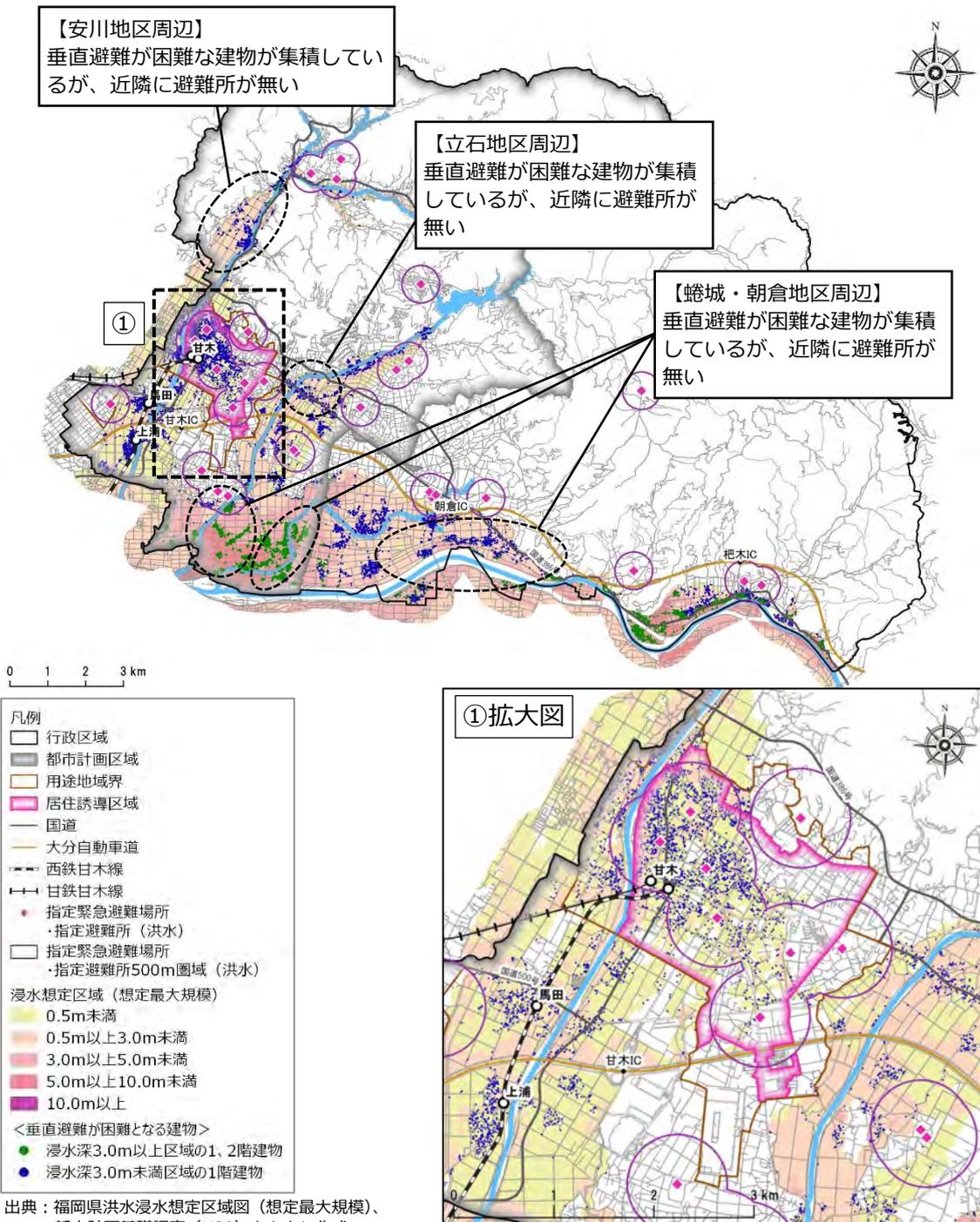
- 浸水想定区域（計画規模） × 建物階数・避難所の状況
- 過去の浸水実績 × 建物立地・避難所の状況

## (2) 避難の容易性・垂直避難の可能性を検証するための指標

### ① 浸水想定区域（想定最大規模）×建物階数・避難所の状況

想定最大規模の浸水想定区域と建物の立地状況を重ね合わせると、安川地区、立石地区、蜷城地区、朝倉地区においては垂直避難が困難となる建物が多いですが、近隣に指定緊急避難場所・指定避難所が無い状況です。

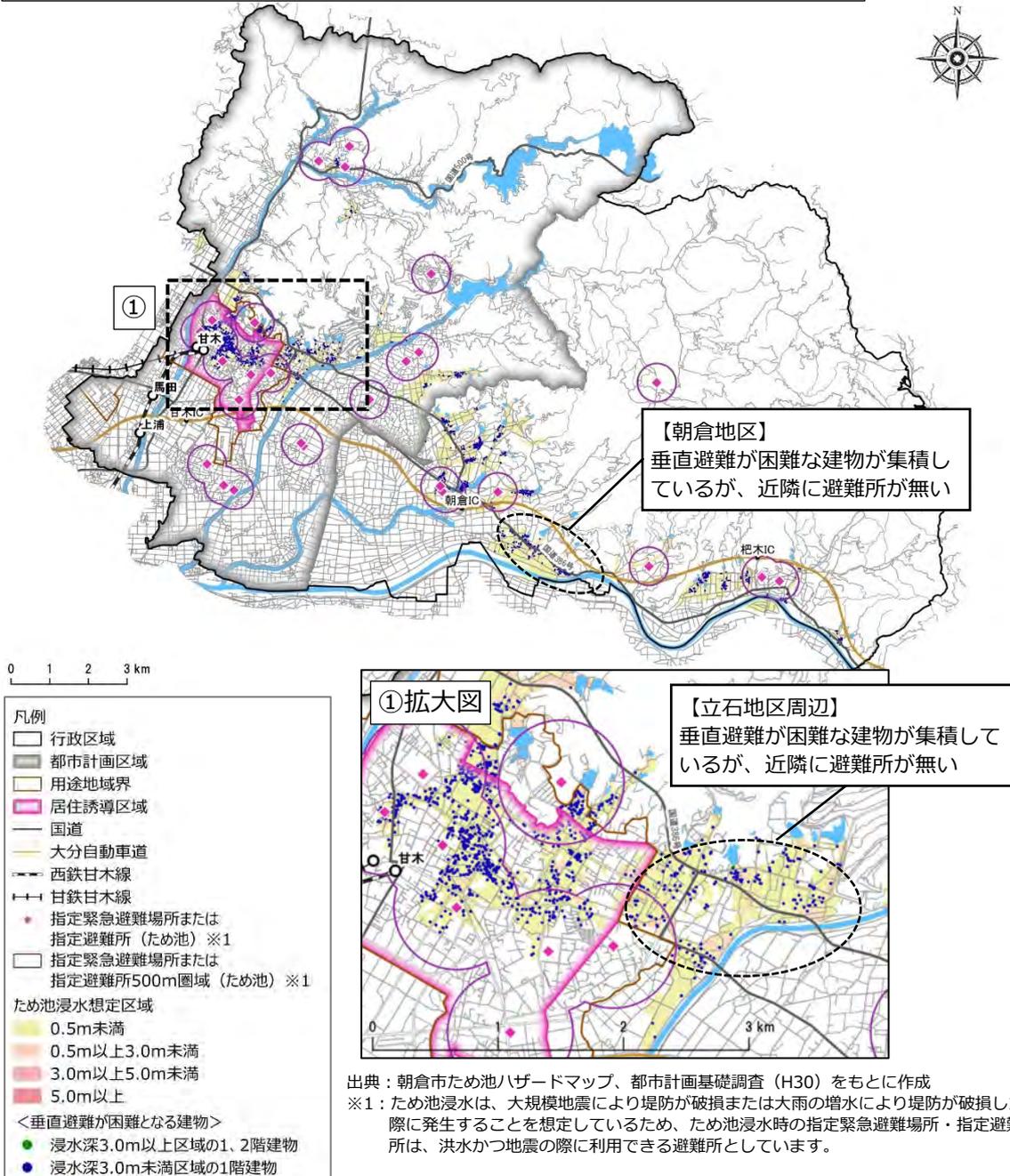
浸水想定区域（想定最大規模）×建物階数・指定緊急避難場所・指定避難所の状況



## ②ため池浸水想定区域×建物階数・避難所の状況

ため池浸水想定区域と建物の立地状況を重ね合わせると、立石地区、朝倉地区において垂直避難が困難となる建物が多く立地しており、近隣に指定緊急避難場所・指定避難所が無い状況です。

ため池浸水想定区域×建物階数・指定緊急避難場所・指定避難所の状況



※浸水深が3.0m未満区域かつ避難所500m圏域外において1階建物の立地は見られますが、ほとんどが0.5m未満の区域に立地している状況です。朝倉市ため池ハザードマップにおいては0.5m未満の浸水は屋内安全確保となっています。避難が必要となる集中豪雨・長雨時は、洪水浸水時の取組施策でカバーが来ているため、本防災指針においてため池として課題に抽出はしないこととします。

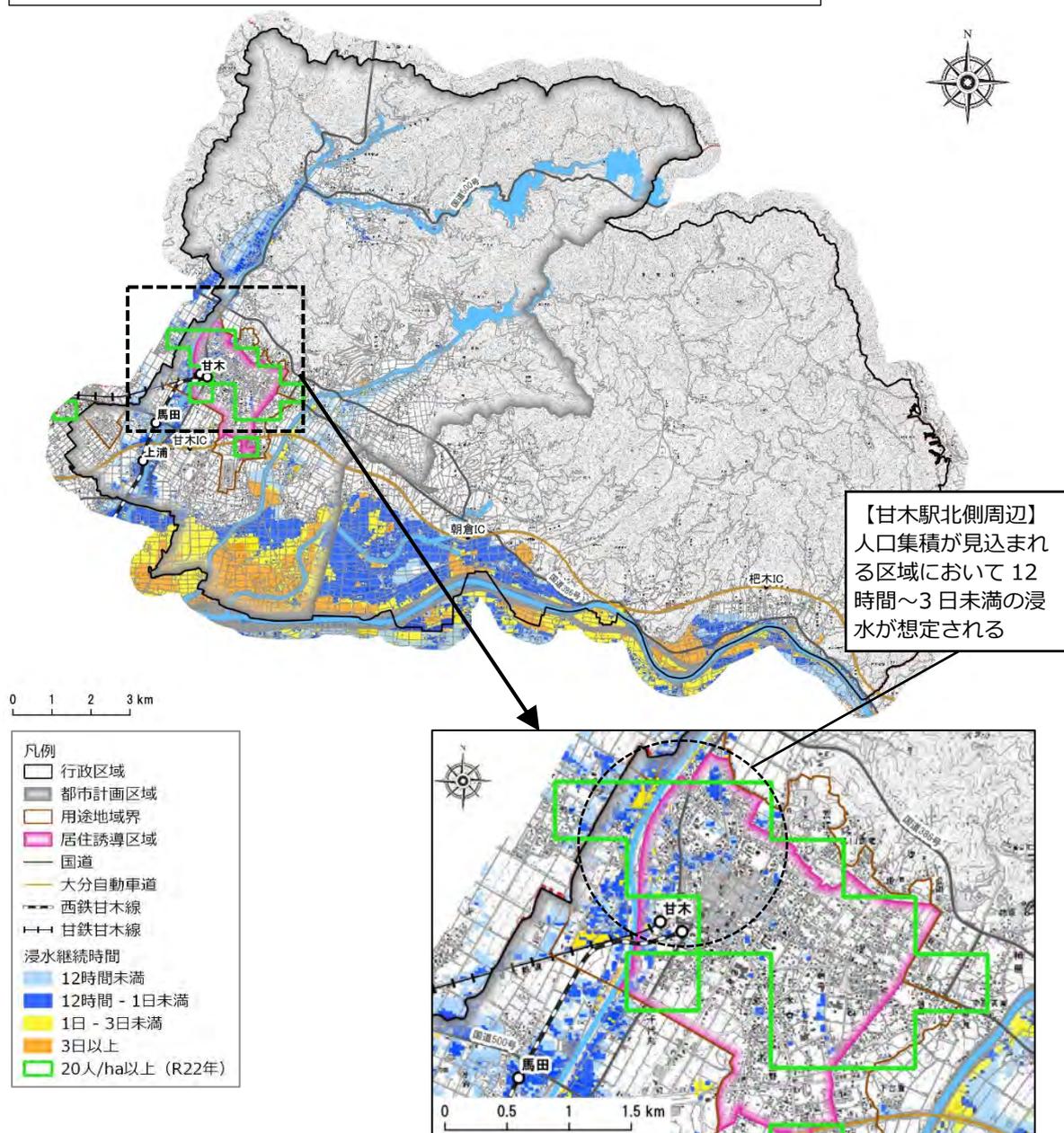
### (3) 長期にわたる孤立の可能性を検証するための指標

#### ① 浸水継続時間（想定最大規模）×将来的な人口分布（令和22年）

想定最大規模の浸水被害が発生した際に長時間浸水する箇所と将来的に人口集積が見込まれる区域を重ね合わせると、甘木駅北側において将来的に人口密度が比較的高くなる箇所で12時間～3日未満の浸水が想定されます。

浸水時間が長期にわたる場合、これらの住民が避難する避難所においては、住民が長期間避難するための備蓄等が望まれるため、市内の全ての避難所において備蓄品の充実を進める必要があります。

浸水継続時間（想定最大規模）×将来的な人口分布（令和22年）



出典：福岡県洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）、国立社会保障・人口問題研究所の推計値をもとに作成

#### (4) 機能不全の可能性を検証するための指標

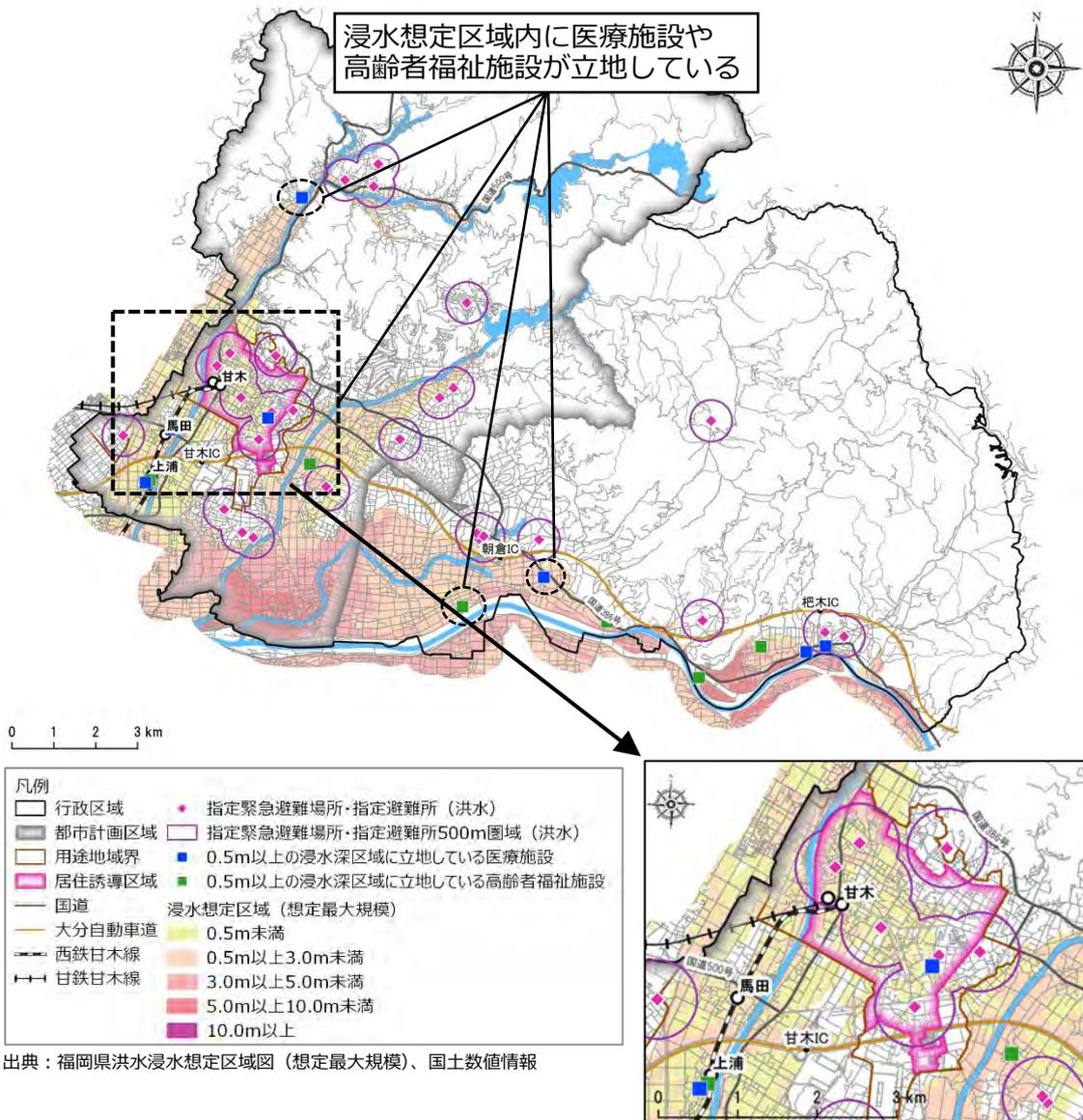
##### ① 浸水想定区域（想定最大規模）×医療施設・高齢者福祉施設の状況

災害時に支援が必要な人の避難や医療施設・高齢者福祉施設の機能の支障をきたす浸水深として、「水害の被害指標分析の手引き（平成 25 年試行版）」に以下のとおり記載されています。

- 0.3m：自動車（救急車）の走行困難
- 0.5m：徒歩による移動困難、床上浸水
- 0.7m：コンセントに浸水し停電（医療用電子機器の使用困難）

0.5m以上の浸水が想定される区域（完全に避難が困難になる浸水）には医療施設（病院・診療所）が6施設、高齢者福祉施設が7施設ありますが、各施設から要望があった際に地元消防団が土嚢設置を行っているため、完全な機能不全に陥る可能性は低いと推測されます。

浸水想定区域（想定最大規模）×医療施設・高齢者福祉施設の状況



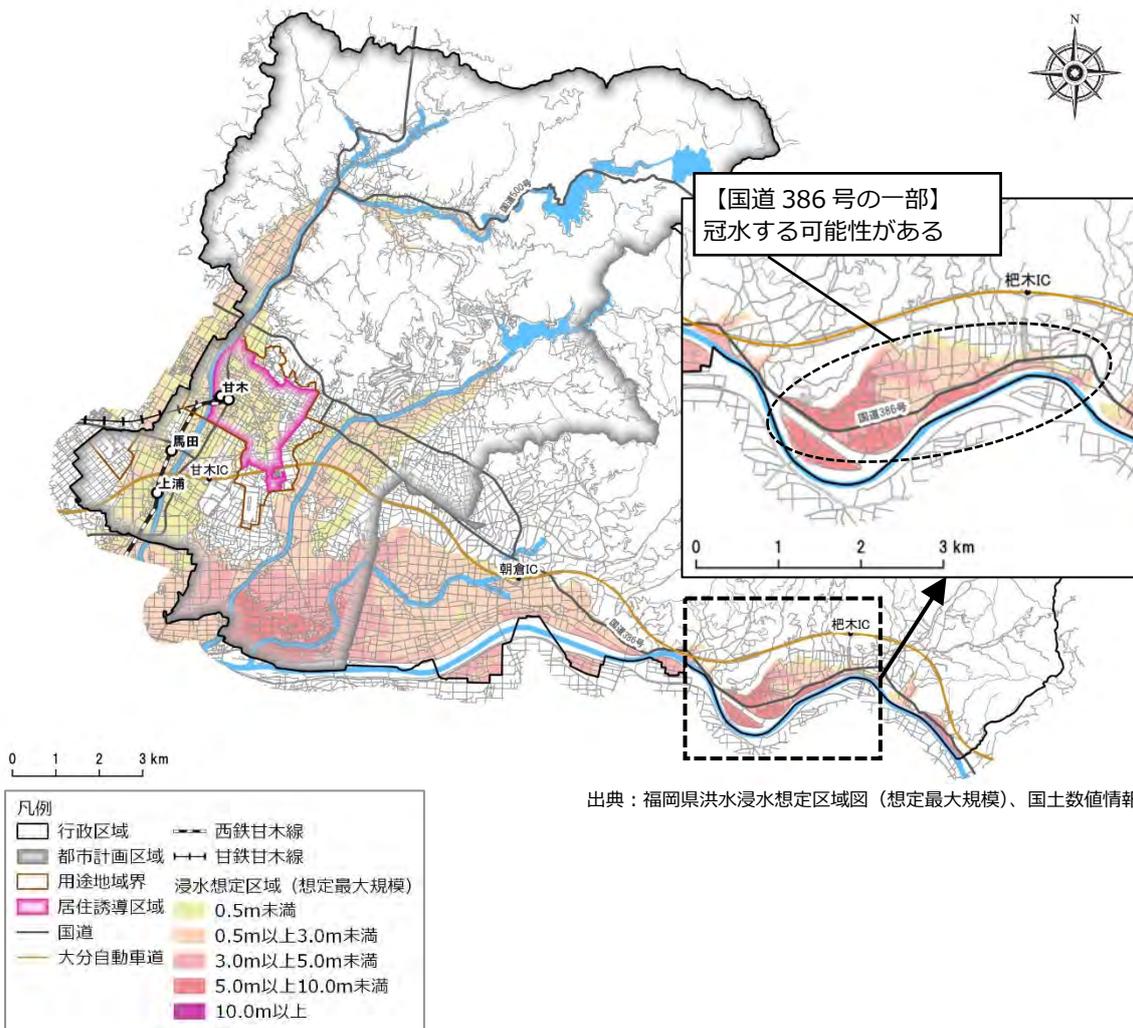
## ②浸水想定区域（想定最大規模）×主要道路の状況

災害時に自動車の通行の支障をきたす浸水深として、「水害の被害指標分析の手引き（平成 25 年試行版）」に以下のとおり記載されています。

- 0.1m：乗用車のブレーキの効きが悪くなる
- 0.2m：道路管理者によるアンダーパス等の通行止め基準
- 0.3m：自治体のバス運行停止基準、  
乗用車の排気管やトランスミッション等が浸水
- 0.6m：JAF の実験でセダン、SUV とともに走行不可

浸水被害の発生によって、国道 386 号の一部が冠水する可能性があるほか、これまでの大雨発生時に高頻度で冠水が発生している箇所においても自動車の通行ができなくなる恐れがあります。

### 浸水想定区域（想定最大規模）×主要道路の状況



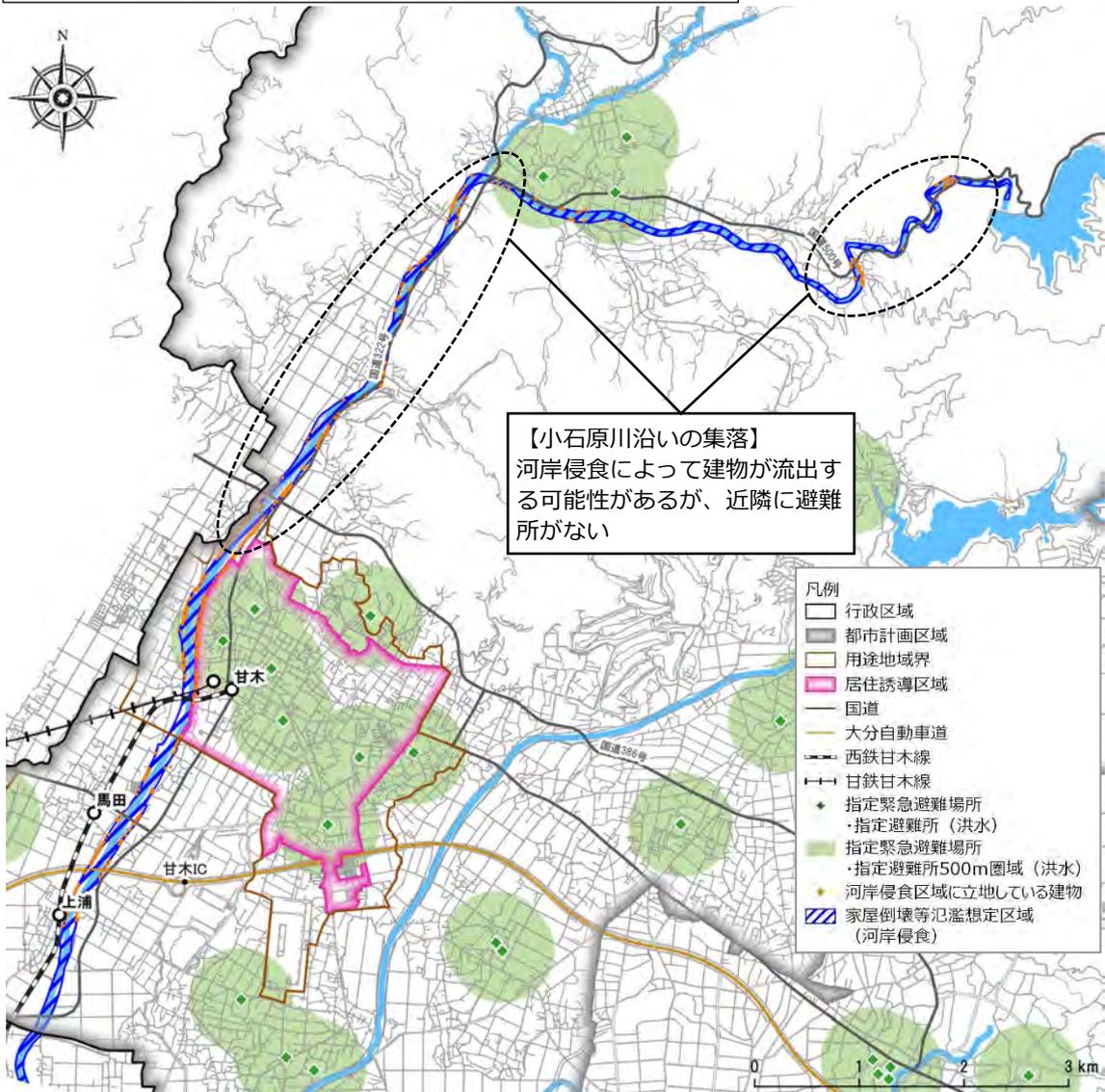
## (5) 家屋倒壊の危険性を検証するための指標

### ① 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）×建物立地の状況

河岸侵食は建物の構造に関わらず流失する危険性があります。

家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）での建物立地の状況を見ると、小石原川沿いにおいて特に多く建物が立地しています。

#### 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）×建物立地の状況



出典：福岡県洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域図（河岸侵食））、都市計画基礎調査（H30）をもとに作成

## (6) 比較的頻度の高い災害に対する被害を検証するための指標

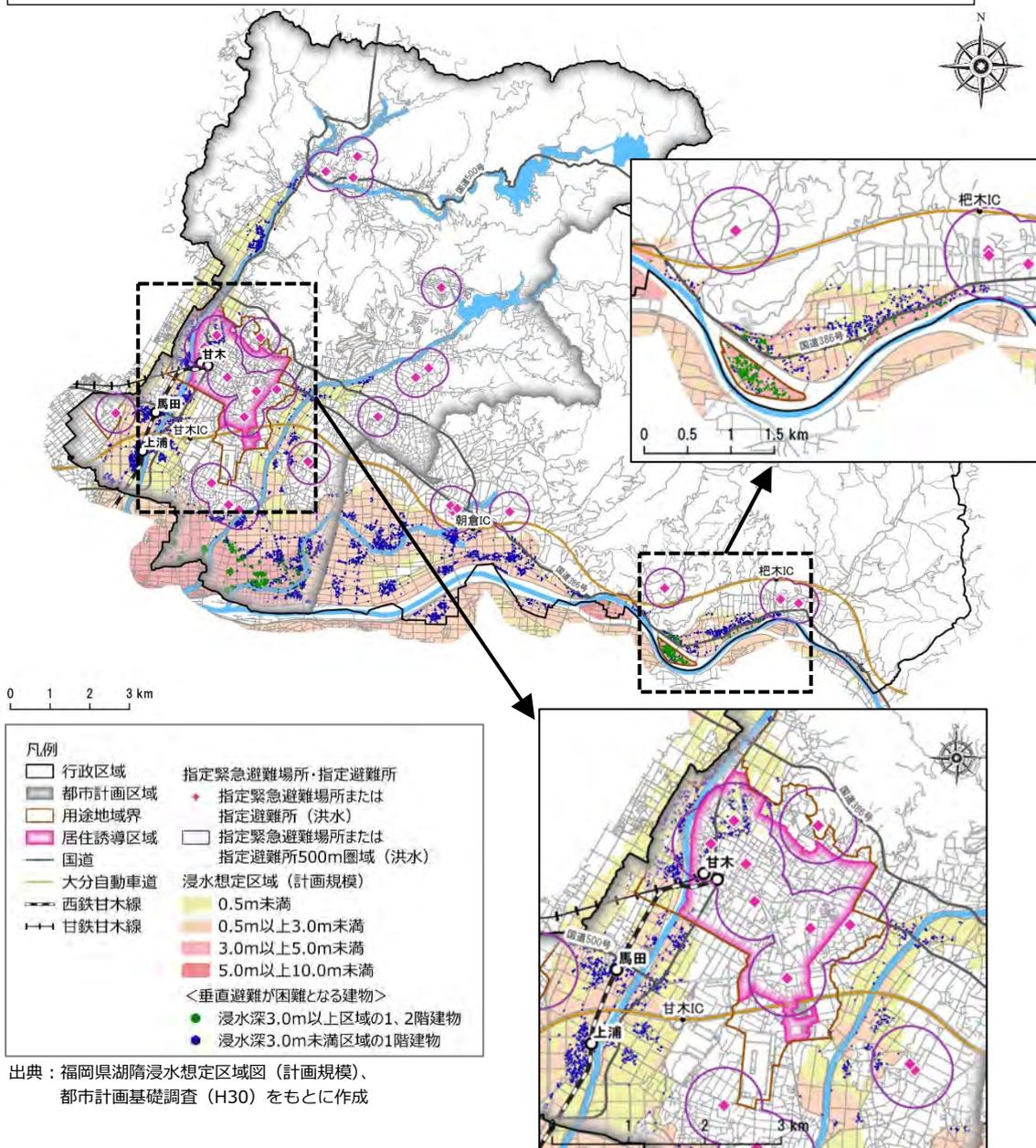
実際に過去の発生状況や近年の豪雨災害をふまえ、今後も想定最大規模より発生する確率が高い降雨災害発生の際の被害状況について整理します。

### ① 浸水想定区域（計画規模）×建物階数・指定緊急避難場所・指定避難所の状況

比較的高頻度で発生する降雨災害での浸水想定区域を見ると、垂直避難ができない建物がいくつか見られます。

市街地周辺エリアの馬田駅・上浦駅周辺、原鶴地区の特別用途地区が指定されている区域においては垂直避難が困難な建物が集積しており、近隣に避難所がない状況です。

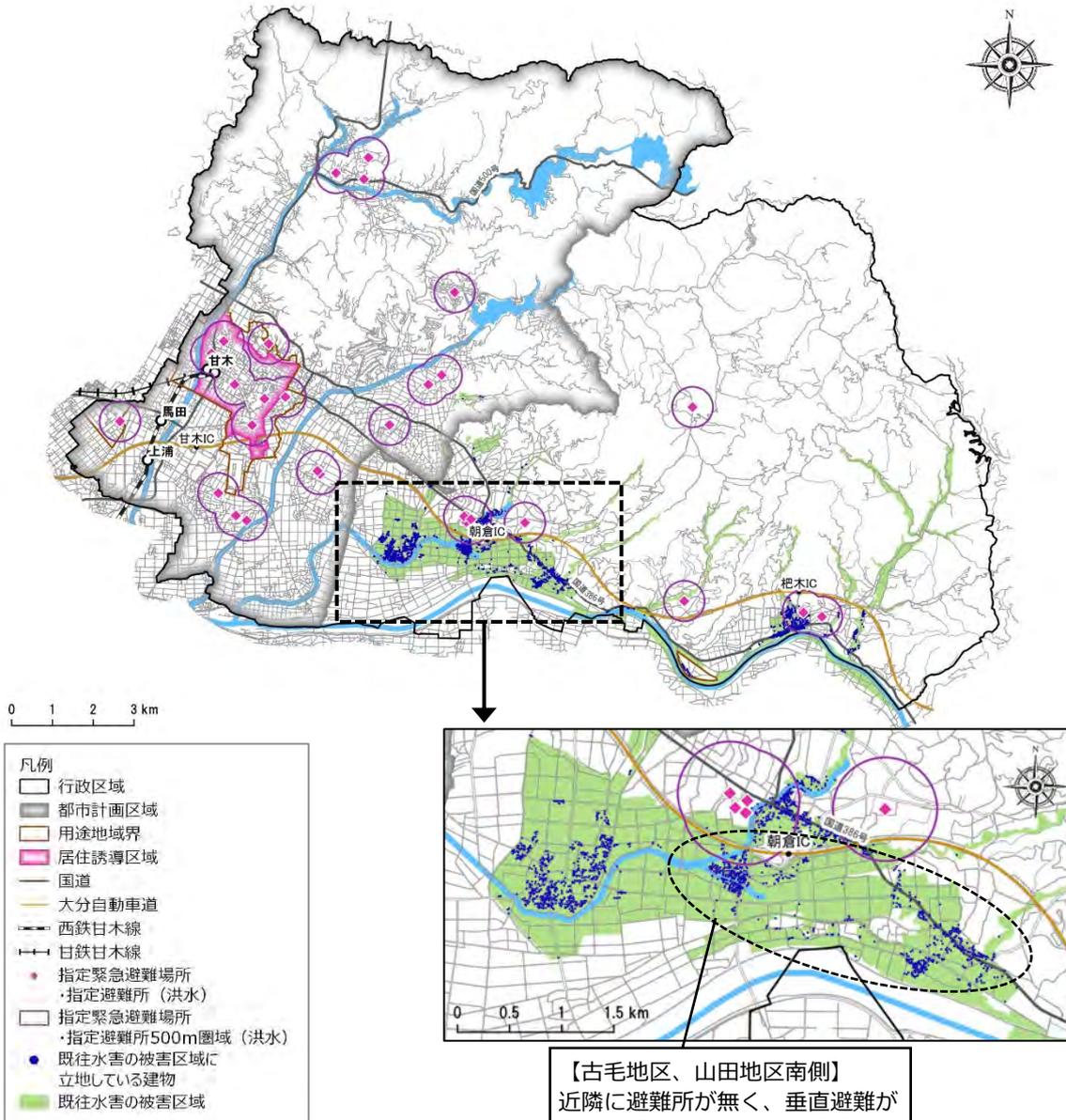
浸水想定区域（計画規模）×建物階数・指定緊急避難場所・指定避難所の状況



## ②過去の浸水実績×建物立地・避難所の状況

これまでに浸水被害が発生した箇所と建物の立地状況を重ね合わせると、古毛地区や山田地区の南側において建物が多く立地していますが、近隣に指定緊急避難場所・指定避難所が無い状況です。

過去の浸水実績×建物立地・指定緊急避難場所・指定避難所の状況



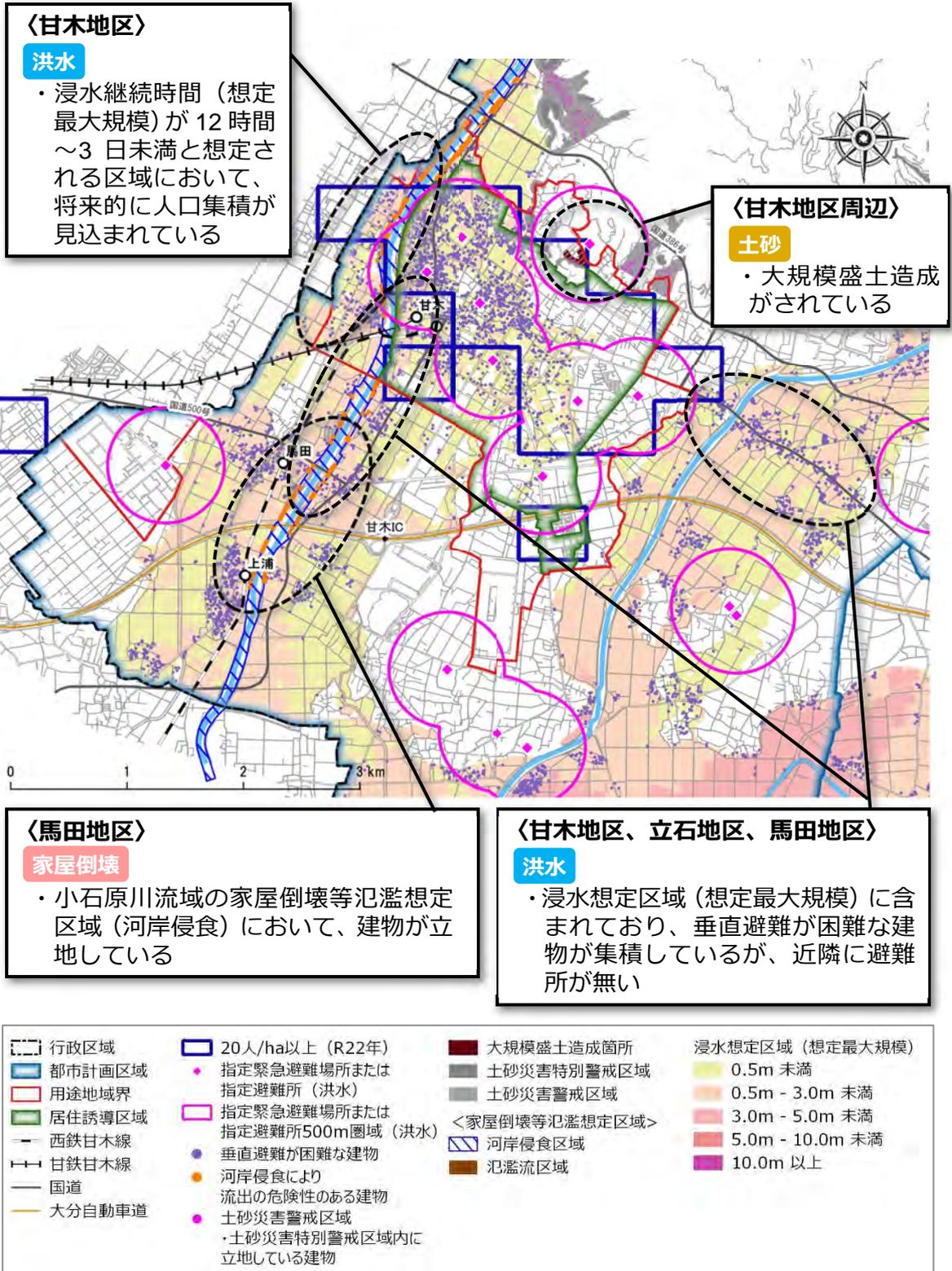
出典：都市計画基礎調査（H30）をもとに作成

#### 8-4. 課題の整理

災害面における本市の現状をふまえ、課題となる点を下図の各エリアで整理します。



【 甘木地区、立石地区、馬田地区における主な課題 】

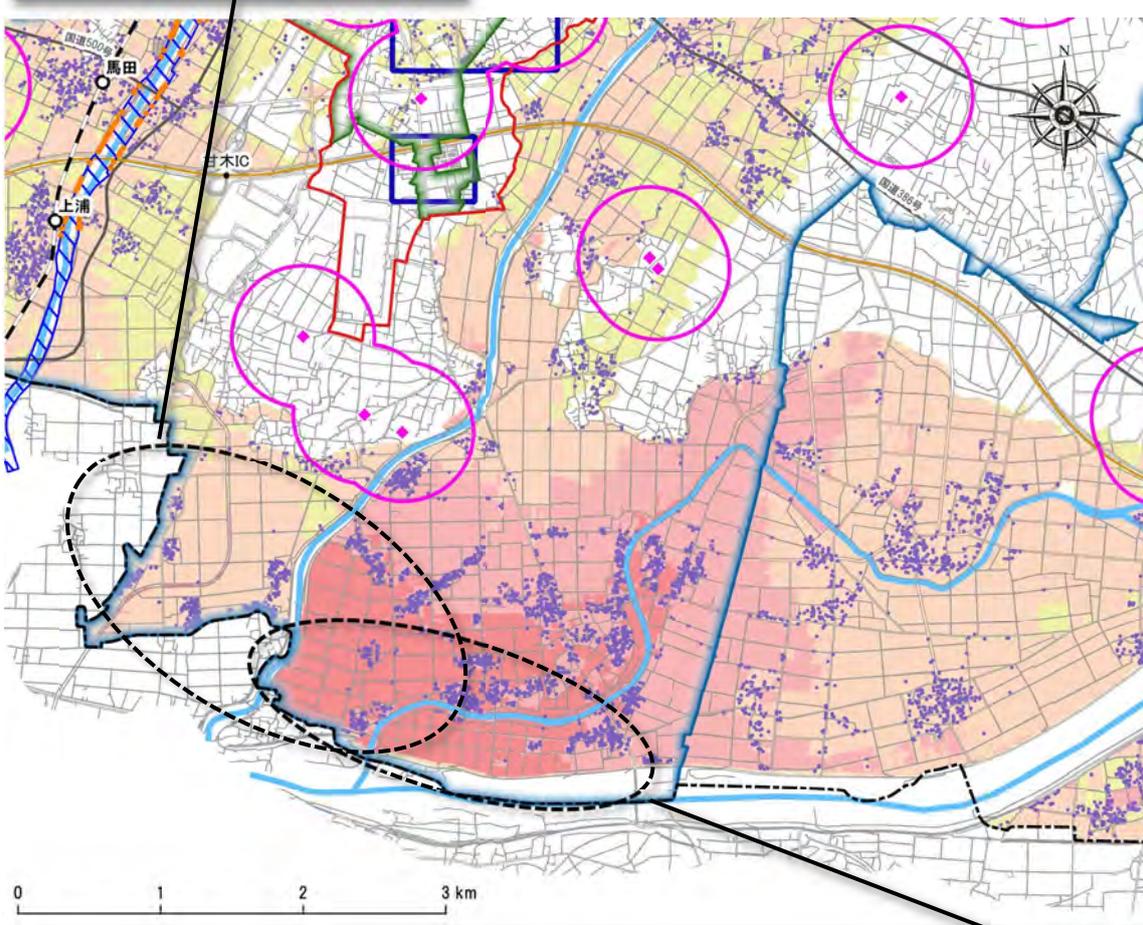


【 福田地区、蜷城地区、金川地区における主な課題 】

〈福田地区、蜷城地区〉

洪水

- ・浸水継続時間（想定最大規模）が3日以上と想定されるが、近隣に避難所が無い



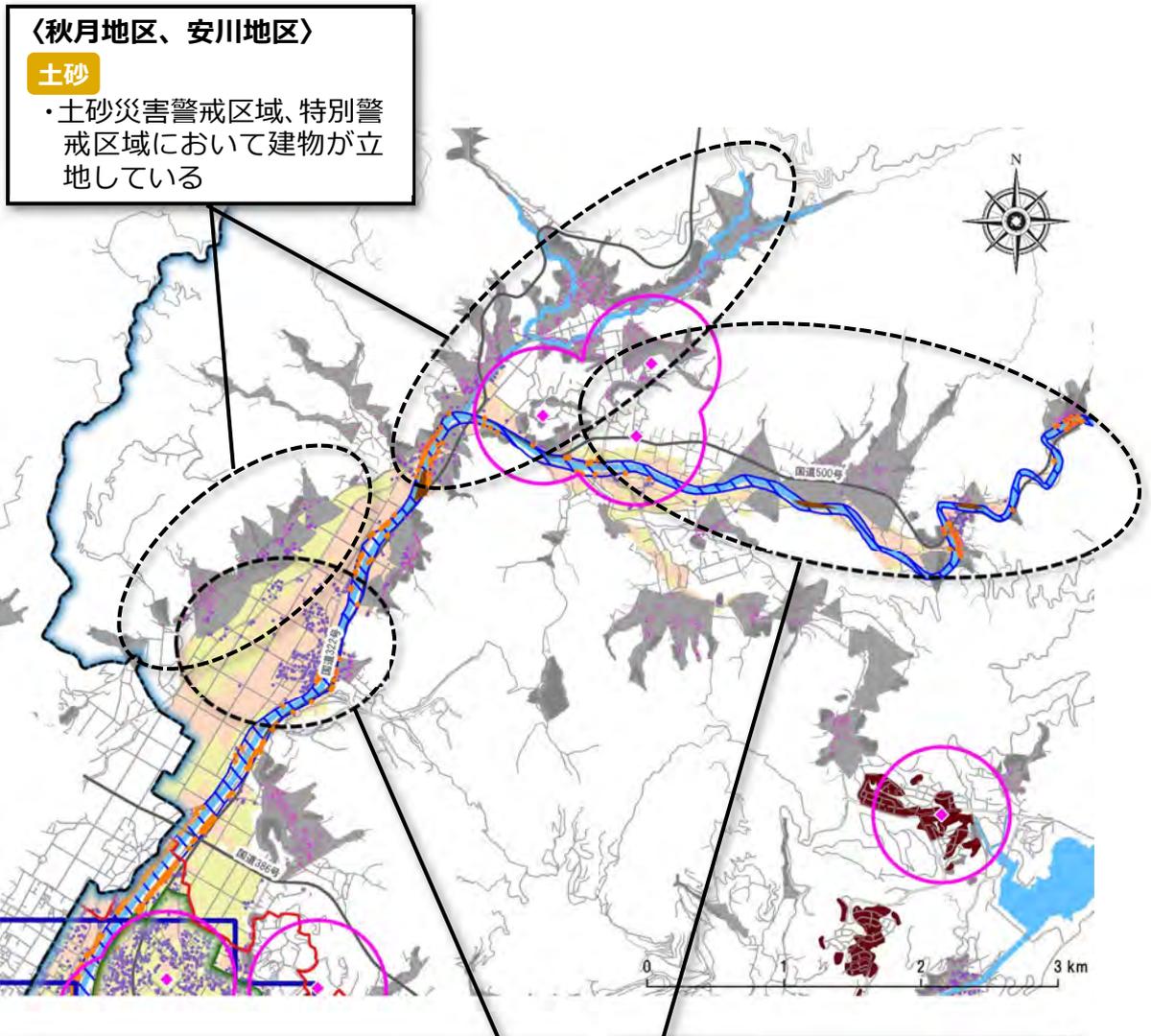
〈蜷城地区〉

洪水

- ・浸水想定区域（想定最大規模）に含まれており、3.0m～10.0mの浸水が想定されるが、垂直避難が困難な建物が集積し、近隣に避難所も無い



【 上秋月地区、秋月地区、安川地区における主な課題 】



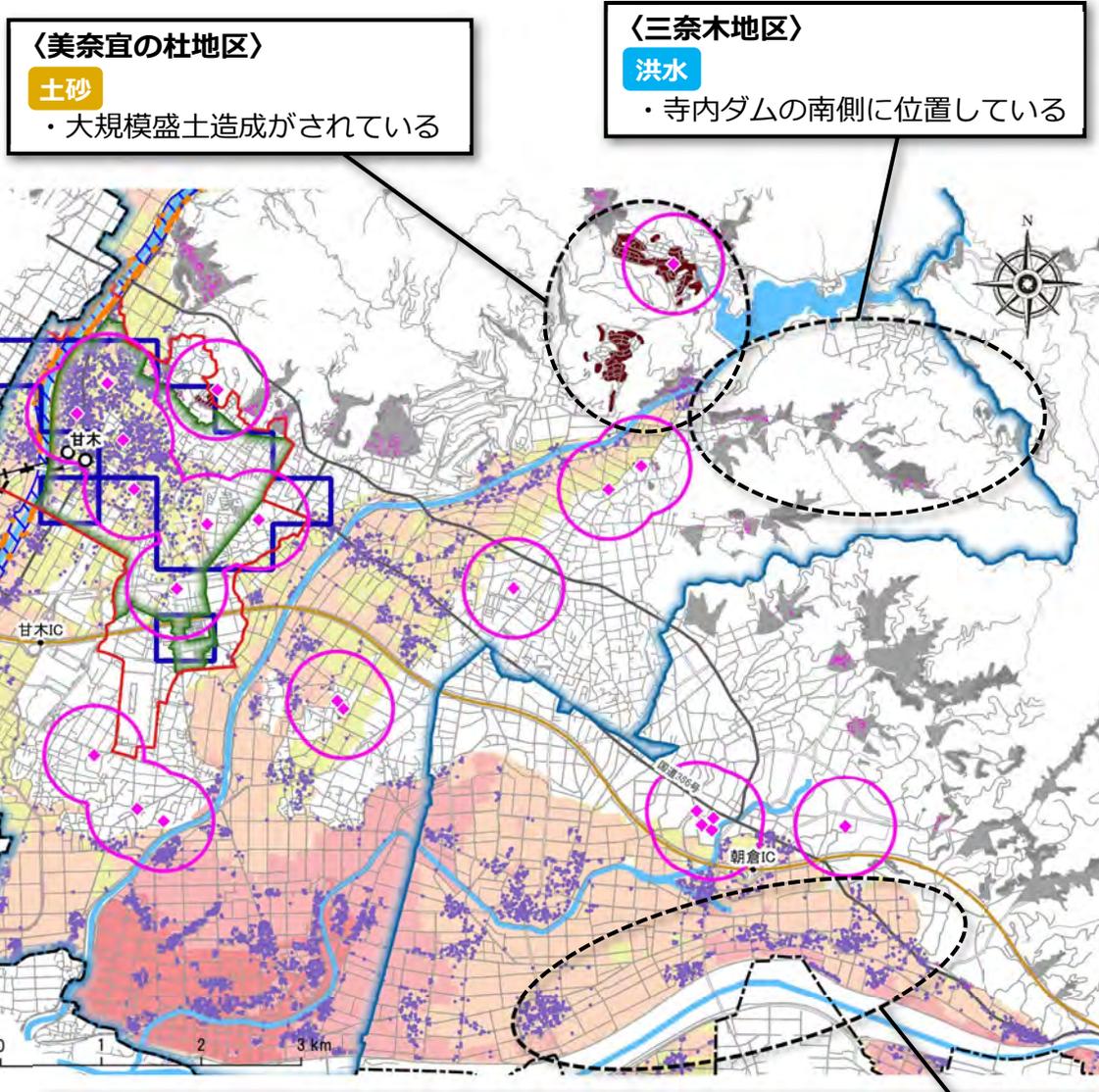
〈秋月地区、安川地区〉  
**土砂**  
 ・土砂災害警戒区域、特別警戒区域において建物が立地している

〈安川地区〉  
**洪水**  
 ・浸水想定区域（想定最大規模）に含まれており、垂直避難が困難な建物が集積しているが、近隣に避難所が無い

〈上秋月地区〉  
**家屋倒壊**  
 ・小石原川流域の家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）において、建物が立地している

行政区域	20人/ha以上 (R22年)	大規模盛土造成箇所	浸水想定区域（想定最大規模）
都市計画区域	指定緊急避難場所または指定避難所（洪水）	土砂災害特別警戒区域	0.5m 未満
用途地域界	指定緊急避難場所または指定避難所500m圏域（洪水）	土砂災害警戒区域	0.5m - 3.0m 未満
居住誘導区域	垂直避難が困難な建物	<家屋倒壊等氾濫想定区域>	3.0m - 5.0m 未満
西鉄甘木線	河岸侵食により流出の危険性のある建物	河岸侵食区域	5.0m - 10.0m 未満
甘鉄甘木線	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内に立地している建物	氾濫流区域	10.0m 以上
国道			
大分自動車道			

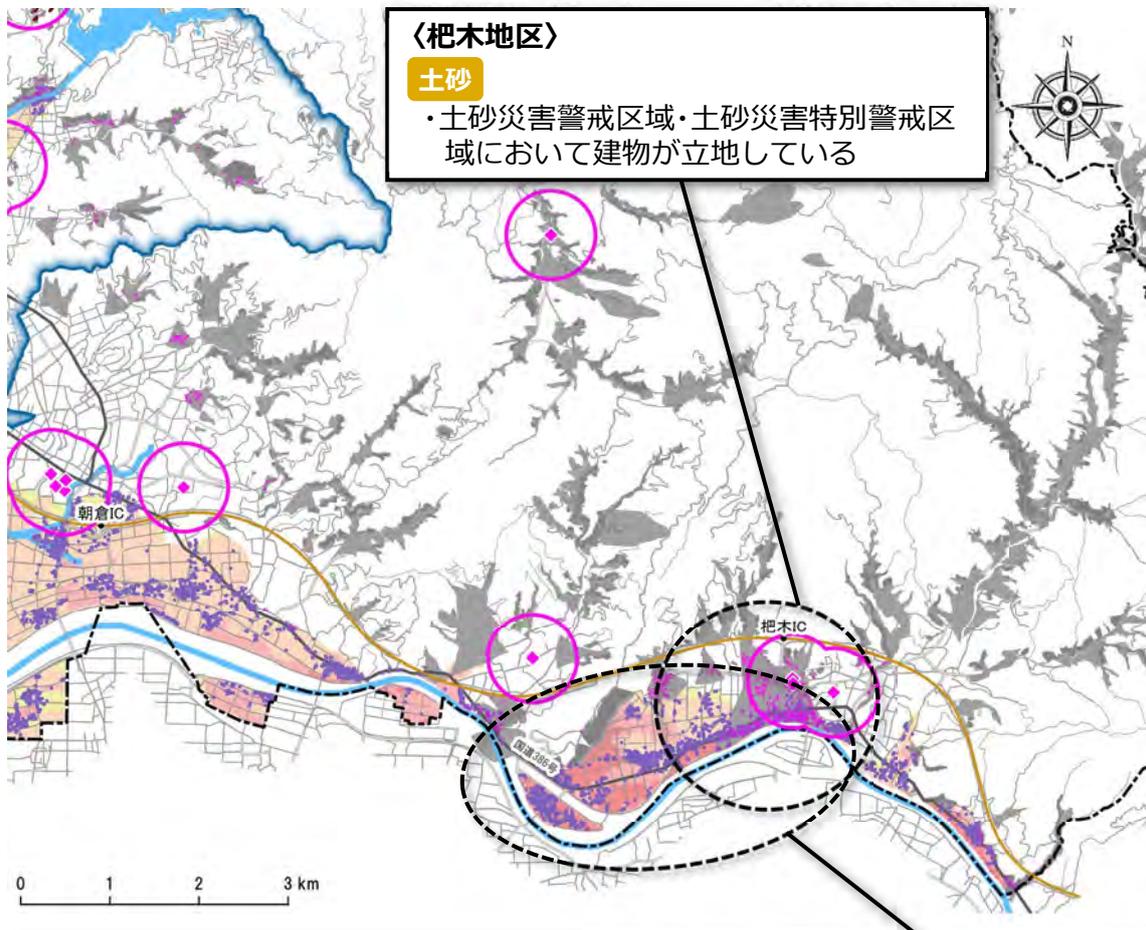
【 三奈木地区、美奈宜の杜地区、朝倉地区における主な課題 】



〈朝倉地区〉  
**洪水**  
 ・過去に浸水した実績や浸水想定区域（想定最大規模）に含まれているが、近隣に避難所が無く、垂直避難が困難な建物が集積している

行政区域	20人/ha以上 (R22年)	大規模盛土造成箇所	浸水想定区域 (想定最大規模)
都市計画区域	指定緊急避難場所または指定避難所 (洪水)	土砂災害特別警戒区域	0.5m 未満
用途地域界	指定緊急避難場所または指定避難所500m圏域 (洪水)	土砂災害警戒区域	0.5m - 3.0m 未満
居住誘導区域	垂直避難が困難な建物	<家屋倒壊等氾濫想定区域>	3.0m - 5.0m 未満
西鉄甘木線	河岸侵食により流出の危険性のある建物	河岸侵食区域	5.0m - 10.0m 未満
甘鉄甘木線	土砂災害警戒区域	氾濫流区域	10.0m 以上
国道	土砂災害特別警戒区域内に立地している建物		
大分自動車道			

【 高木地区、杷木地区、志波地区、松末地区、久喜宮地区における主な課題 】



〈杷木地区〉  
**土砂**  
 ・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域において建物が立地している

〈山沿い〉  
**土砂**  
 ・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が複数指定されており、過去の被災履歴（林道・農道、道路）が見られる

〈国道 386 号の一部と杷木地区、志波地区、久喜宮地区〉  
**洪水**  
 ・冠水する可能性がある（国道 386 号）  
 ・浸水想定区域（想定最大規模）に含まれており、3.0m～10.0m未満の浸水が想定されている。

行政区	20人/ha以上 (R22年)	大規模盛土造成箇所	浸水想定区域 (想定最大規模)
都市計画区域	指定緊急避難場所または指定避難所 (洪水)	土砂災害特別警戒区域	0.5m 未満
用途地域界	指定緊急避難場所または指定避難所500m圏域 (洪水)	土砂災害警戒区域	0.5m - 3.0m 未満
居住誘導区域	垂直避難が困難な建物	<家屋倒壊等氾濫想定区域>	3.0m - 5.0m 未満
西鉄甘木線	河岸侵食により流出の危険性のある建物	河岸侵食区域	5.0m - 10.0m 未満
甘鉄甘木線	土砂災害警戒区域	氾濫流区域	10.0m 以上
国道	土砂災害特別警戒区域内に立地している建物		
大分自動車道			

## 8-5. 防災まちづくりの将来像と取組方針

### (1) 防災まちづくりの将来像

災害が発生した際に被害を回避・低減するためには、被害を低減させるための施設整備などのハード面のほか、避難の呼びかけや防災組織などのソフト面における施策を進めていく必要があります。

本計画においては、これらの施策を進めていながら、災害面での安全性をふまえ、人口減少下においても便利で安心して住み続けられるまちづくりを目指します。

本計画における防災まちづくりの将来像は、総合計画や地域防災計画での位置づけや、本計画におけるまちづくりの基本理念をふまえ、以下のとおり設定します。

#### 第3次朝倉市総合計画における基本目標（防災に係る部分）

##### 「災害に強く、快適に暮らせる安全・安心なまちづくり」

- 防災・減災対策の推進
  - ① 防災体制の充実
  - ② 地域防災力の強化
  - ③ 防災意識の向上
  - ④ 市の防災体制の整備
  - ⑤ 土砂災害・浸水対策の推進

#### 朝倉市国土強靱化計画の基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 社会の重要な機能が致命的な被害を受けずに維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

#### 朝倉市地域防災計画（重点的に取り組むべき対策）

- 市民防災力
  - ・ 実行力のある自主防災組織の育成
- 避難
  - ・ 避難所の適正な設置（避難所生活環境の改善・運営）
  - ・ 緊急避難経路の策定及び整備計画
- 避難（要配慮者）
  - ・ 地域見守り体制支援事業の強化（避難行動要支援者の支援対策）

#### 朝倉市立地適正化計画におけるまちづくりの基本理念

##### 「便利で安心して暮らせるまち 住みたくなるまち 朝倉市」



#### 防災まちづくりの将来像

##### 「防災力向上により、災害に強い 誰もが安心して暮らせるまちづくり」

## (2) 取組方針

取組方針の検討にあたっては、前項で整理した防災まちづくりの将来像を実現する観点とともに、想定される防災上の課題をふまえた内容とする必要があるため、下表の課題に応じて、大きく2つの取組の方向性を整理します。

<b>方向性①： リスクの回避</b> ▶防災対策によって被害の軽減、抑制を図ることが困難なため、リスクを回避する
<b>方向性②： リスクの低減</b> ▶被害を受け入れつつ、人命や物的被害を可能な限り軽減・抑制するため、ハード・ソフト面からリスクの低減を図る

災害種別	課題	方向性
洪水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水時における垂直避難の困難性</li> <li>・浸水区域における避難所の立地不足</li> <li>・浸水継続時間が12時間～3日未満の箇所において将来的な人口集積の見込みあり</li> <li>・浸水継続時間が3日以上箇所の存在</li> </ul>	リスクの低減
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水時において、国道386号の一部で冠水の可能性</li> </ul>	リスクの回避
土砂	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模盛土造成地の存在</li> <li>・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が複数指定されており、過去の被災履歴（林道・農道、道路）がある</li> <li>・土砂災害警戒区域、特別警戒区域における建物の立地</li> </ul>	リスクの回避 リスクの低減
家屋倒壊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）における建物の立地</li> </ul>	リスクの低減

## 8-6. 取組施策とスケジュール

前項の取組方針に基づく施策を整理し、実施主体や実施時期の目標について、下表に示します。

### 洪水

取組施策			実施時期の目標		
方向性	内容	実施主体	短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リスクの回避ソフト	・迂回路の設定により未然に事故防止に努める	市	→		
リスクの低減ハード	・河川の改修により浸水被害の軽減を図る	国・県・市	- - - - - →		
	・避難所の適正な配置・避難経路の整備	市	- - - - - →		
リスクの低減ソフト	・近隣避難所への早期避難を促す	市・市民	→		
	・自主防災組織の人材育成や防災教育による地域の防災力強化		→		
	・防災メール・まもるくんの活用		→		
	・ハザードマップの随時見直し	市・市民・事業者	- - - - - →		
	・ハザードマップの周知等による情報提供、共有		→		
	・出前講座や防災訓練等による防災意識の向上		→		

→ 取組実施に向けた検討から実施段階を含む項目

- - - - - → 取組実施後も継続的に実施していく項目

土砂

取組施策			実施時期の目標		
方向性	内容	実施主体	短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リスクの回避 ハード	・がけ地の崩壊等の恐れがある区域にある危険住宅の移転促進	市・市民・事業者	→		
リスクの低減 ハード	・砂防関係施設の整備により危険箇所の改善、解消を図る	県・市	→		
リスクの低減 ソフト	・すべての大規模盛土造成地が危険であるとは限らないため、今後安全性の把握を目的として状況観察を実施する	市	- - - →		
	・避難所の適正な配置 ・避難経路の整備		- - - →		
	・近隣避難所への早期避難を促す	市・市民	→		
	・防災メール・まもるくんの活用		→		
	・県と連携し、大規模盛土造成地に関する住民（所有者等）に情報提供するための取組に努める	県・市・市民	- - - →		
	・ハザードマップの周知等による情報提供、共有 ・出前講座や防災訓練等による防災意識の向上	市・市民・事業者	→		

- 取組実施に向けた検討から実施段階を含む項目
- - - → 取組実施後も継続的に実施していく項目

## 家屋倒壊

取組施策			実施時期の目標		
方向性	内容	実施主体	短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リスクの 低減 ソフト	・近隣避難所への早期避難を促す	市・市民			→
	・防災メール・まもるくんの活用				→



取組実施に向けた検討から実施段階を含む項目



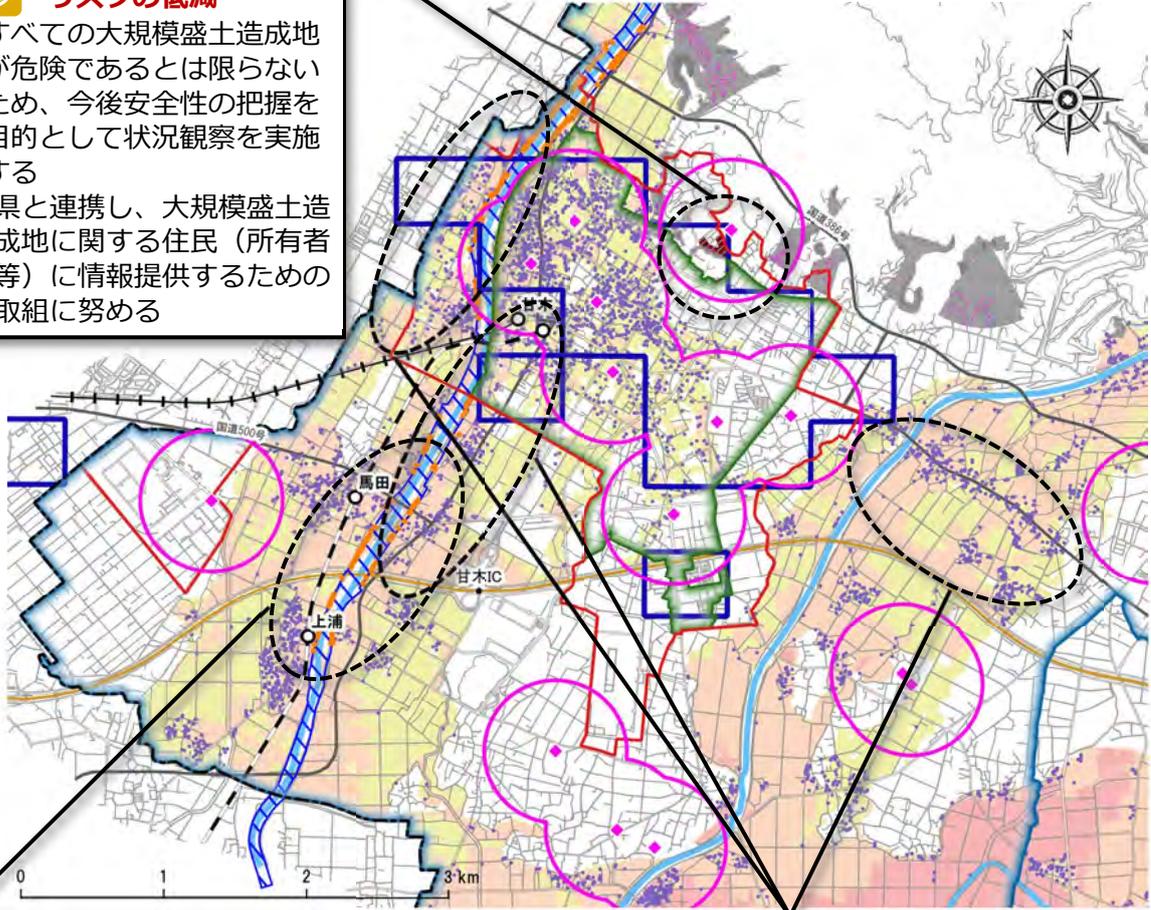
取組実施後も継続的に実施していく項目

【 甘木地区、立石地区、馬田地区における取組施策 】

〈甘木地区周辺〉

**土砂 リスクの低減**

- ・すべての大規模盛土造成地  
が危険であるとは限らない  
ため、今後安全性の把握を  
目的として状況観察を実施  
する
- ・県と連携し、大規模盛土造成地に関する住民（所有者等）に情報提供するための取組に努める



〈馬田地区〉

**家屋倒壊 リスクの低減**

- ・近隣避難所への早期避難を促す
- ・防災メール・まもるくんの活用

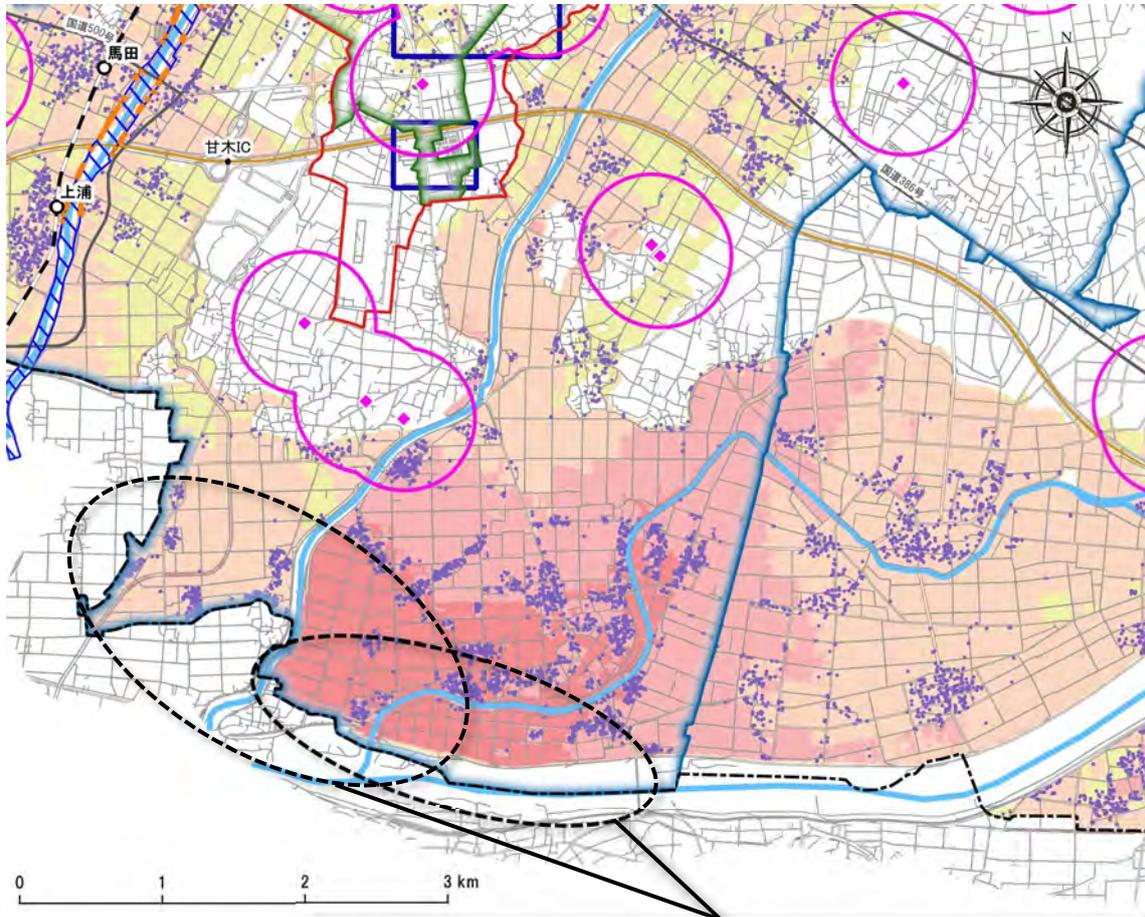
〈甘木地区、立石地区、馬田地区〉

**洪水 リスクの低減**

- ・河川の改修により浸水被害の軽減を図る
- ・避難所の適正な配置
- ・近隣避難所への早期避難を促す
- ・自主防災組織の人材育成や防災教育による地域の防災力強化
- ・防災メール・まもるくんの活用
- ・ハザードマップの随時見直し
- ・ハザードマップの周知等による情報提供、共有
- ・出前講座や防災訓練等による防災意識の向上



【 福田地区、蜷城地区、金川地区における取組施策 】



**〈福田地区、蜷城地区〉**  
**洪水 リスクの低減**

- ・ 河川の改修により浸水被害の軽減を図る
- ・ 避難所の適正な配置
- ・ 避難経路の整備
- ・ 近隣避難所への早期避難を促す
- ・ 自主防災組織の人材育成や防災教育による地域の防災力強化
- ・ 防災メール・まもるくんの活用
- ・ ハザードマップの随時見直し
- ・ ハザードマップの周知等による情報提供、共有
- ・ 出前講座や防災訓練等による防災意識の向上



【 上秋月地区、秋月地区、安川地区における取組施策 】

〈秋月地区、安川地区〉

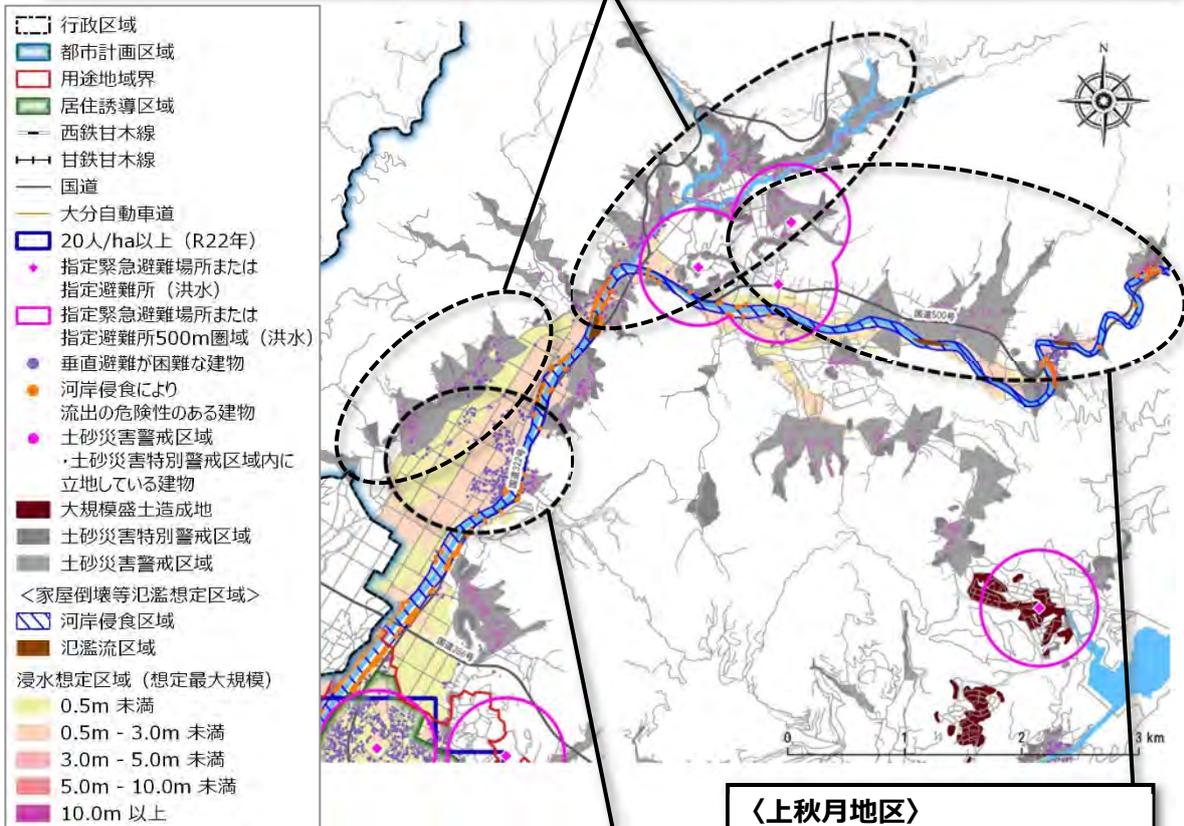
**土砂**

**リスクの回避**

- ・ かけ地の崩壊等の恐れがある区域にある危険住宅の移転促進

**リスクの低減**

- ・ 避難所の適正な配置
- ・ 避難経路の整備
- ・ 近隣避難所への早期避難を促す
- ・ 防災メール・まもるくんの活用
- ・ ハザードマップの周知等による情報提供、共有
- ・ 出前講座や防災訓練等による防災意識の向上



〈安川地区〉

**洪水** **リスクの低減**

- ・ 避難所の適正な配置
- ・ 避難経路の整備
- ・ 近隣避難所への早期避難を促す
- ・ 自主防災組織の人材育成や防災教育による地域の防災力強化
- ・ 防災メール・まもるくんの活用
- ・ ハザードマップの随時見直し
- ・ ハザードマップの周知等による情報提供、共有
- ・ 出前講座や防災訓練等による防災意識の向上

〈上秋月地区〉

**家屋倒壊** **リスクの低減**

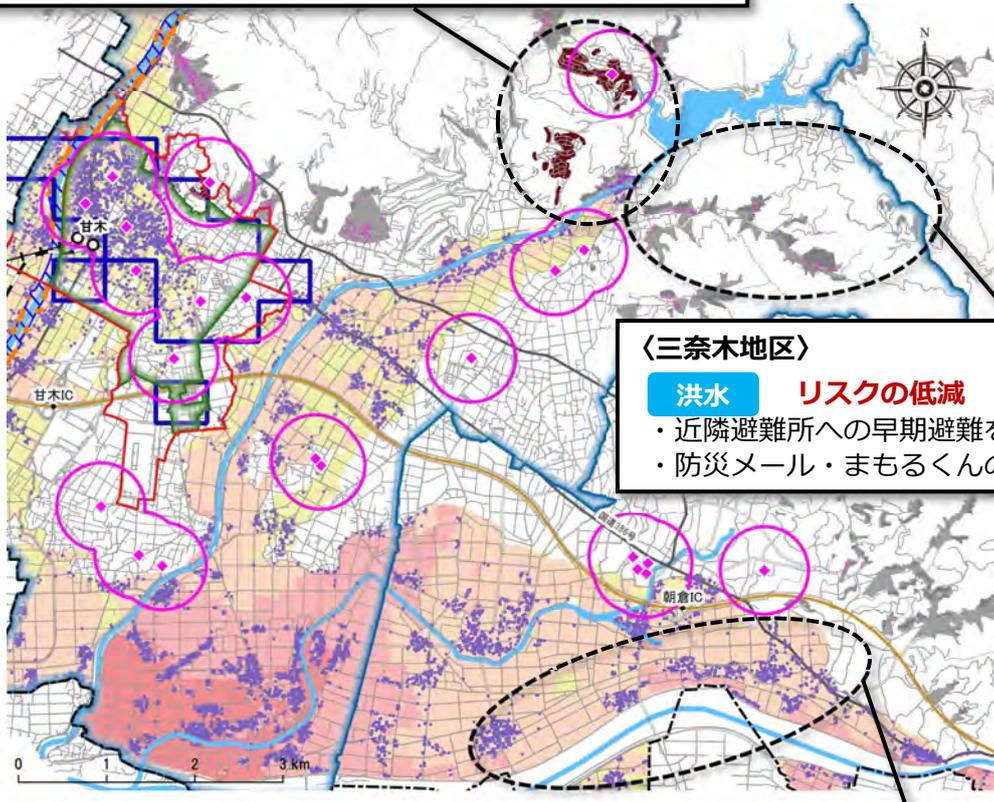
- ・ 近隣避難所への早期避難を促す
- ・ 防災メール・まもるくんの活用

【 三奈木地区、美奈宜の杜地区、朝倉地区における取組施策 】

〈三奈木地区、美奈宜の杜地区〉

**土砂 リスクの低減**

- ・ すべての大規模盛土造成地が危険であるとは限らないため、今後安全性の把握を目的として状況観察を実施する
- ・ 県と連携し、大規模盛土造成地に関する住民（所有者等）に情報提供するための取組に努める



〈三奈木地区〉

**洪水 リスクの低減**

- ・ 近隣避難所への早期避難を促す
- ・ 防災メール・まもるくんの活用

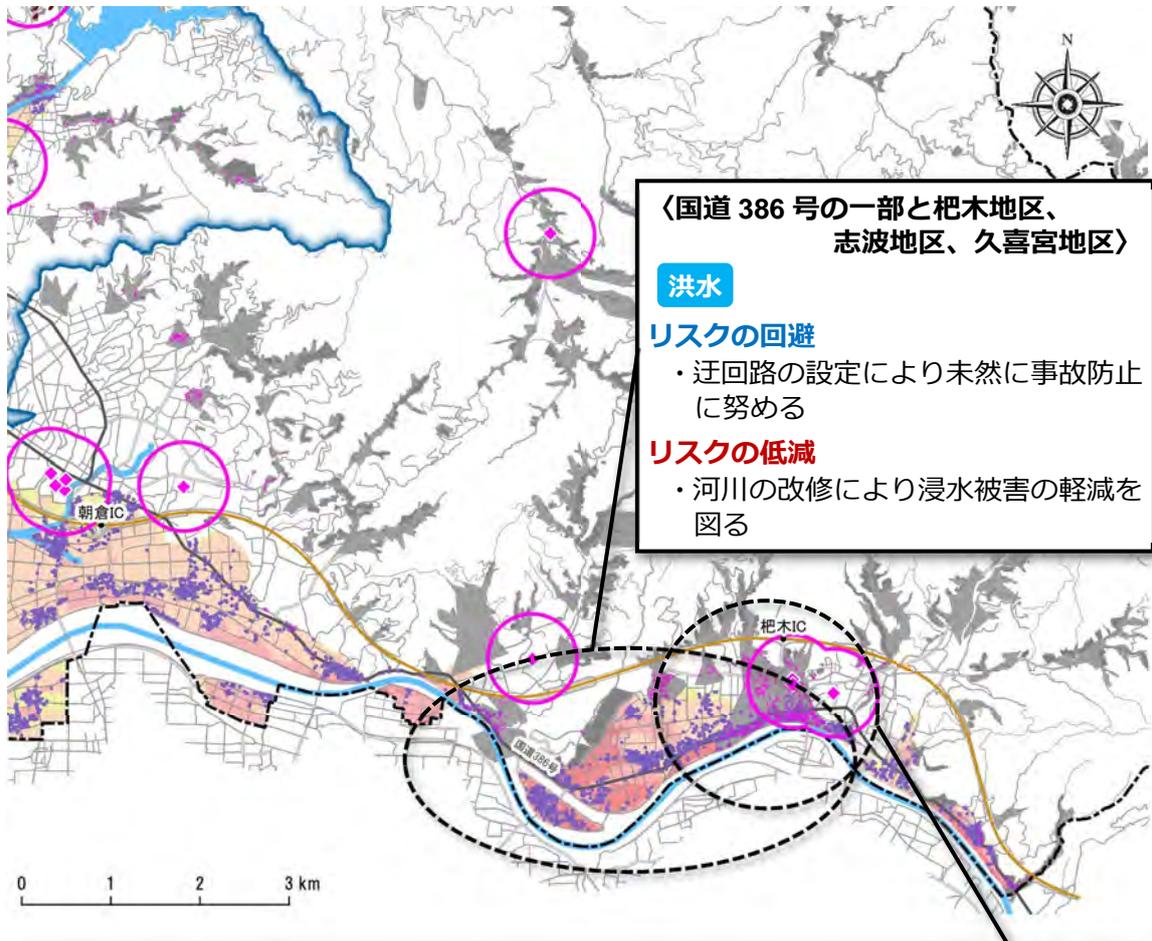
〈朝倉地区〉

**洪水 リスクの低減**

- ・ 避難所の適正な配置
- ・ 避難経路の整備
- ・ 近隣避難所への早期避難を促す
- ・ 防災メール・まもるくんの活用
- ・ 自主防災組織の人材育成や防災教育による地域の防災力強化
- ・ ハザードマップの随時見直し
- ・ 出前講座や防災訓練等による防災意識の向上
- ・ ハザードマップの周知等による情報提供、共有

<ul style="list-style-type: none"> <li>行政区域</li> <li>都市計画区域</li> <li>用途地域界</li> <li>居住誘導区域</li> <li>西鉄甘木線</li> <li>甘鉄甘木線</li> <li>国道</li> <li>大分自動車道</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>20人/ha以上 (R22年)</li> <li>指定緊急避難場所または指定避難所 (洪水)</li> <li>指定緊急避難場所または指定避難所500m圏域 (洪水)</li> <li>垂直避難が困難な建物</li> <li>河岸侵食により流出の危険性のある建物</li> <li>土砂災害警戒区域</li> <li>土砂災害特別警戒区域内に立地している建物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模盛土造成地</li> <li>土砂災害特別警戒区域</li> <li>土砂災害警戒区域</li> <li>&lt;家屋倒壊等氾濫想定区域&gt;</li> <li>河岸侵食区域</li> <li>氾濫流区域</li> </ul>	<p>浸水想定区域 (想定最大規模)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>0.5m 未満</li> <li>0.5m - 3.0m 未満</li> <li>3.0m - 5.0m 未満</li> <li>5.0m - 10.0m 未満</li> <li>10.0m 以上</li> </ul>
---	---	--	---

【 高木地区、杷木地区、志波地区、松末地区、久喜宮地区における取組施策 】



**〈杷木地区、山治い〉**

**土砂**

**リスクの回避**

- ・がけ地の崩壊等の恐れがある区域にある危険住宅の移転促進

**リスクの低減**

- ・砂防関係施設の整備により危険箇所の改善、解消を図る
- ・避難所の適正な配置
- ・避難経路の整備
- ・近隣避難所への早期避難を促す
- ・防災メール・まもるくんの活用
- ・ハザードマップの周知等による情報提供、共有
- ・出前講座や防災訓練等による防災意識の向上

行政区域	20人/ha以上 (R22年)	大規模盛土造成地	浸水想定区域 (想定最大規模)
都市計画区域	指定緊急避難場所または指定避難所 (洪水)	土砂災害特別警戒区域	0.5m 未満
用途地域界	指定緊急避難場所または指定避難所500m圏域 (洪水)	土砂災害警戒区域	0.5m - 3.0m 未満
居住誘導区域	垂直避難が困難な建物	<家屋倒壊等氾濫想定区域>	3.0m - 5.0m 未満
西鉄甘木線	河岸侵食により流出の危険性のある建物	河岸侵食区域	5.0m - 10.0m 未満
甘鉄甘木線	土砂災害警戒区域	氾濫流区域	10.0m 以上
国道	土砂災害特別警戒区域内に立地している建物		
大分自動車道			

## 8-7. 目標数値の設定

具体的な取組をふまえ、防災指針における目標数値を以下のとおり設定します。

### ①自主防災組織の活動実施状況

	現状 (令和3年時点)	目標値 (令和22年時点)
自主防災組織の 活動実施割合	36.1%	100%

### ②市民の避難所認知状況

	現状 (令和3年時点)	目標値 (令和22年時点)
避難場所を知っている 市民の割合	35.0%	100%

### ③市内の災害危険箇所の土砂崩れの対策状況

	現状 (令和3年時点)	目標値 (令和22年時点)
土砂災害対策整備割合	53.8%	100%

※「第3次朝倉市総合計画 P48（資料編） 基本計画の進捗を測る指標一覧」を踏襲





## 朝倉市立地適正化計画 令和6年

---

発行：朝倉市役所 都市政策課

住所：〒838-8601  
福岡県朝倉市菩提寺412番地2

電話：0946-22-1111

FAX：0946-22-1118

Email：[toshi-kanri@city.asakura.lg.jp](mailto:toshi-kanri@city.asakura.lg.jp)